
第6期宗像市障がい福祉計画
第2期宗像市障がい児福祉計画

令和3年3月

宗 像 市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の基本理念	3
5 計画の基本的視点	4
6 計画の施策体系	6
7 計画の策定経過	7

第2章 障がい者等の現状

1 人口動態	8
2 身体障がい者の状況	10
3 知的障がい者の状況	12
4 精神障がい者の状況	13
5 難病患者の状況	14
6 障がい者の雇用状況	15
7 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ	16

第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 生活支援の充実	20
(1) 情報提供・相談支援体制の充実	20
(2) 障がい福祉サービスの充実	25
(3) 地域福祉の推進	27
(4) 保健・医療の充実	29
(5) 防災対策の推進	31
2 雇用・就労支援の促進	35
(1) 障がい者のための総合的な雇用・就労支援	35
3 生活環境の整備	41
(1) 道路・公共施設のバリアフリー化	41
(2) 公共交通機関の利便性の向上	43

4	障がい理解の促進と権利擁護の推進	44
(1)	障がい理解と差別解消の促進	44
(2)	権利擁護の推進	48
5	障がい児支援の充実	49
(1)	障がい児の相談支援及び発達支援の充実	49
(2)	障がい児の教育支援の充実	53
6	社会参加の推進	55
(1)	障がい者等のスポーツ・文化芸術活動等の推進	55

第4章 計画の成果目標と事業量の見込み

1	令和5年度の成果目標	58
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	58
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	59
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	59
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	59
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	61
2	事業量見込み	62
(1)	障がい福祉サービスの事業量見込み	62
(2)	地域生活支援事業の事業量見込み	69
(3)	児童福祉法上のサービス事業量見込み	73

第5章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	76
2	計画の進捗管理	76

資料編

1	宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会設置要領	77
2	宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会委員名簿	78
3	宗像市保健福祉審議会規則	79
4	宗像市保健福祉審議会委員名簿	81
5	宗像市保健福祉審議会 諮問書	82
6	宗像市保健福祉審議会 答申書	83
7	市民意見提出手続による意見と回答	84

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

市では、平成18年4月の「障害者自立支援法」施行を受け、同法に基づく「第1期宗像市障がい福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直しを行いながら障がい者施策の推進に努めてきました。

第1期計画策定後の10年間は、「障害者権利条約」締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革の歴史でした。平成23年8月には地域における共生や差別の禁止をうたって「障害者基本法」が改正されました。

平成25年4月、「障害者自立支援法」に代わって施行された「障害者総合支援法」では、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの新しい方向性が示されました。

その後、平成25年6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定され、国内法の整備が完了したため、平成26年1月、「障害者権利条約」の批准・締結が行われました。

また、平成28年6月に行われた「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実及び市町村障害児福祉計画の策定が規定されており、重度障がい者の地域生活や障がい児の発達を支える施策展開が求められています。

さらに国は、平成29年2月、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を発表し、市町村の福祉行政も新たな局面を迎えています。

本市においても、こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、障がい者施策に反映させていく必要があります。障がい者施策に関わる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「第6期宗像市障がい福祉計画及び第2期宗像市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

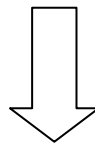
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」、及び「児童福祉法」の改正に伴い同法第33条の20で策定が義務づけられた「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するもので、国の基本指針に則して、障がい福祉サービスや障害児通所支援、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画です。

また、本計画は、上位計画である「第2次宗像市総合計画」や「第4次宗像市保健福祉計画」など、市の各種関連計画の中の障がい者に関する施策についての行動計画としても位置づけます。

第2次宗像市総合計画（平成27年度～令和6年度）

- ・市の最上位計画
- ・まちづくりの基本方針

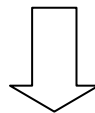


第4次宗像市保健福祉計画（令和2年度～6年度）

- ・保健福祉の総合計画として、保健、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等に関する市の基本方針を定めた計画

宗像市障がい者計画

- ・障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画



第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画 （令和3年度～5年度）

- ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障がい福祉サービスや障害児通所支援等の実施計画
- ・各年度における障がい福祉サービスや障害児通所支援、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める

3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、法律の改廃・制定、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等により必要な場合は、随時見直しを行うものとします。

4 計画の基本理念

全ての市民が、障がいの有無を問わず、基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されつつ、日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を受け、社会参加及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、一切の社会的障壁が除去された、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

本計画では、第5期計画で掲げた基本理念に加え、「選択の機会の確保」「一切の社会的障壁の除去」を明文化しました。

第4次宗像市保健福祉計画の基本理念である「住み慣れた地域で互いに支え合い安心して健康に暮らせるまちづくり」と併せ、その実現を目指します。

5 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の5点を計画の基本的視点とします。

（１）障がい者等の意思決定の尊重と支援

共生社会実現のため、障がい者等の意思決定を尊重し、支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現

障がい者等の自立支援の観点から、住み慣れた地域で生活ができるよう社会資源の整備や、サービス提供体制の整備が必要です。

実現に向けては、それぞれの障がい特性に対応した整備が必要であり、例えば福祉施設から地域生活に移行するには就労移行支援や継続・定着支援等の充実が必要ですし、重度化・高齢化した障がい者が地域で生活するためには、「親亡き後」を見据えた常時の支援体制の確保や、地域生活に対する安心感を担保するための「地域生活支援拠点」の整備及びその機能を高める取り組みも必要です。

精神病床における長期入院患者の地域移行の推進には、障がい福祉サービスの提供だけでなく、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みも必要であり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められます。

（３）地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向けて、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

（４）障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態の障がい児（以下、医療的ケア児）が、必要な支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

（５）障がい者等の社会参加を支える取り組み

障がい者等の地域における社会参加を促進するためには、障がい者等の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。

特に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）」を踏まえ、障がい者等が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）」の理念に則り、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境づくりを進めます。

さらに、読書を通じて文字・活字文化に触れる機会が得られる社会を実現するため「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を進めます。

6 計画の施策体系

「住み慣れた地域で互いに支え合い安心して健康に暮らせるまちづくり」の実現を目指し、本計画では以下の6つの分野ごとに施策の基本的な方向性と今後の取り組みを定めます。

【第6期宗像市障がい福祉計画、第2期宗像市障がい児福祉計画共通】

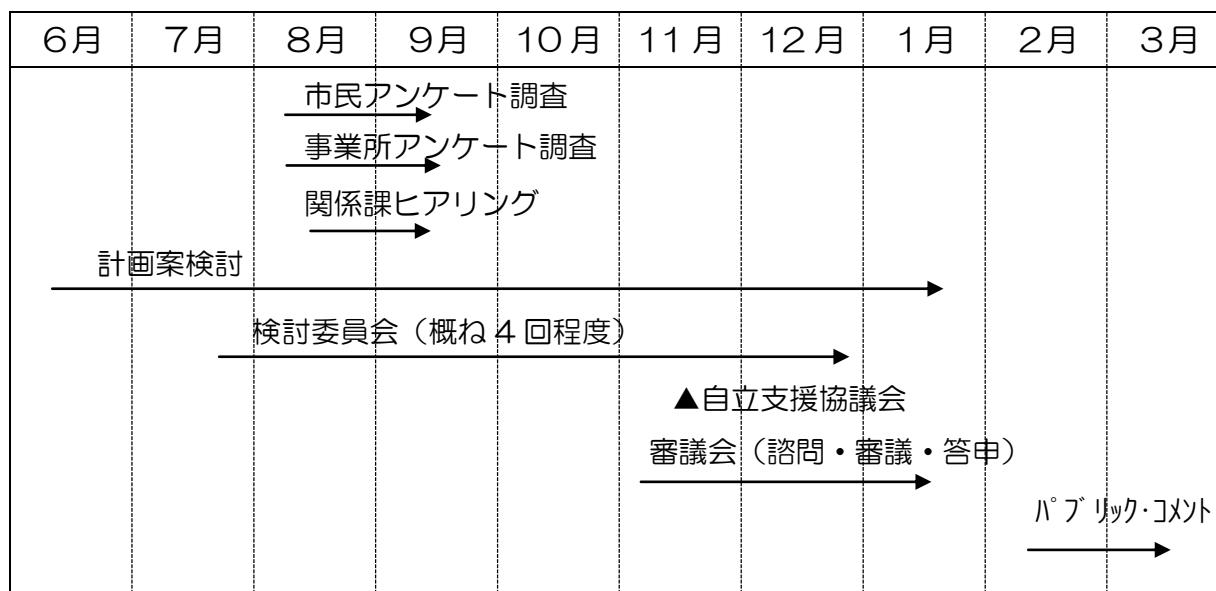
施策分野	施策の基本的方向性
1 生活支援の充実	(1) 情報提供・相談支援体制の充実
	(2) 障がい福祉サービスの充実
	(3) 地域福祉の推進
	(4) 保健・医療の充実
	(5) 防災対策の推進
2 雇用・就労支援の促進	(1) 障がい者のための総合的な雇用・就労支援
3 生活環境の整備	(1) 道路・公共施設のバリアフリー化
	(2) 公共交通機関の利便性の向上
4 障がい理解の促進と 権利擁護の推進	(1) 障がい理解と差別解消の促進
	(2) 権利擁護の推進
5 障がい児支援の充実	(1) 障がい児の相談支援及び発達支援の充実
	(2) 障がい児の教育支援の充実
6 社会参加の推進	(1) 障がい者等のスポーツ・文化芸術活動等の推進

7 計画の策定経過

本計画の策定にあたっての経過は次のとおりです。

1. 宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会による検討・原案作成
(令和2年7月～令和3年1月頃迄)
2. 宗像市障がい福祉に関するアンケート調査 (令和2年8月)
※市内在住の65歳未満の障がい者等1,500人を対象(回収率:42.4%)
3. 市内の障がい福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所に対するアンケート調査
(令和2年8月)
4. 庁内関係各課からの施策抽出及びヒアリング(令和2年8月)
5. 宗像市障害者自立支援協議会による意見聴取(令和2年11月)
6. 宗像市保健福祉審議会への諮問・審議・答申(令和2年11月から令和3年1月迄)
7. パブリック・コメントの実施 (令和3年2月)

※計画策定進行スケジュール



第2章 障がい者等の現状

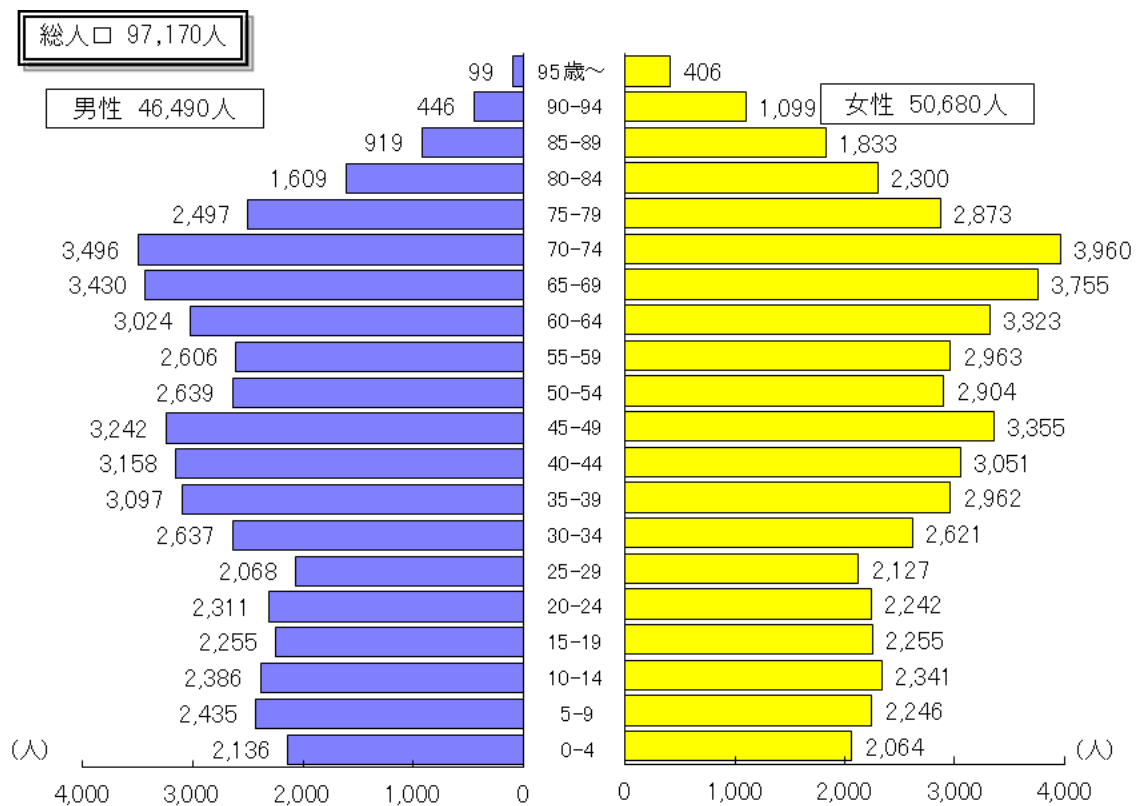
1 人口動態

(1) 人口構造

本市の人口は、令和2年9月末時点で、男性 46,490 人、女性 50,680 人、合計 97,170 人、高齢化率は 29.6%となっています。

年齢階層別にみると、70～74 歳が最も多くなっており、65 歳～69 歳がそれに続いています。

■人口ピラミッド（令和2年9月末現在）



資料: 住民基本台帳

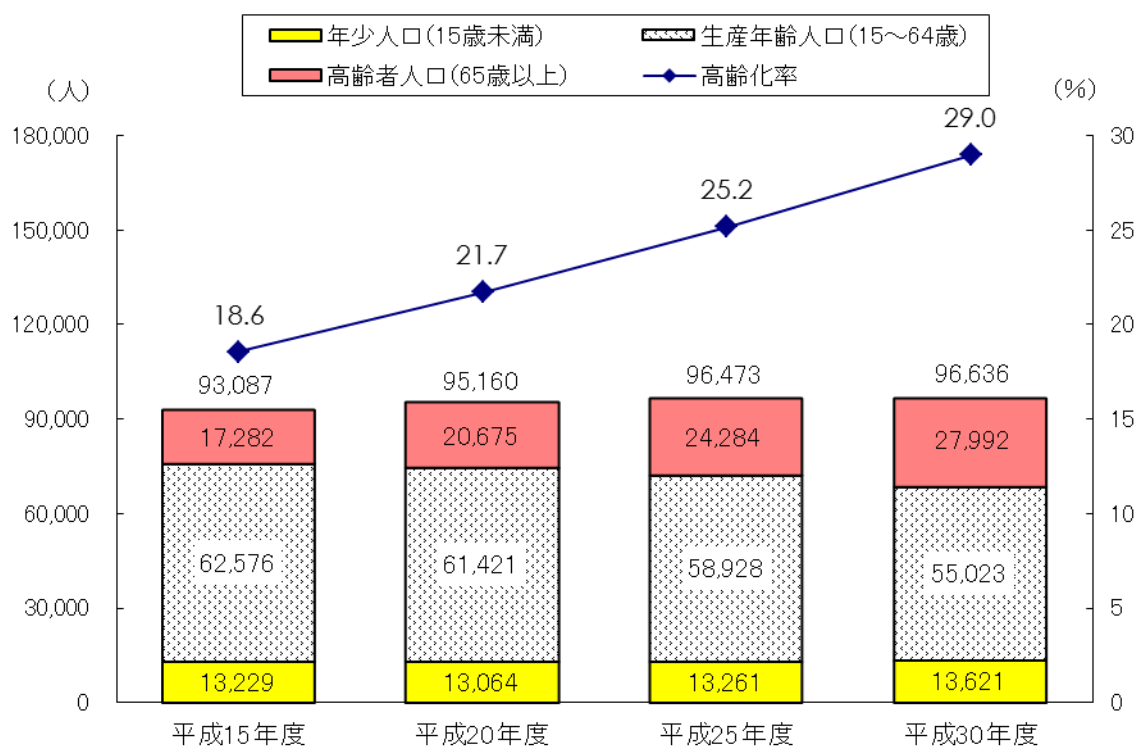
(2) 人口等の推移

当市の人口の推移を見ると、平成17年の旧大島村合併も含め、一貫して増加傾向にあり、平成15年度から平成30年度までの15年間で見ると、3,549人（3.8%）増加しています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は微増で推移していますが、15～64歳の生産年齢人口は減少が続いています。

65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、それに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も、平成15年度の18.6%から15年間で10.4ポイント上昇し、平成30年度は29.0%となっています。

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



※人数は各年度末(3月31日)時点

資料: 市民課

2 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在 3,810 人で、うち 18 歳以上が 3,731 人で全体の 97.9%を占めています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が 1,915 人（50.3%）と最も多く、次いで内部障がいが 1,376 人（36.1%）となっています。

また、障がい等級別で見ると、重度障がい者（1、2級）は 1,815 人で、全体の 47.6 %を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	46	52	8	9	18	10	143
	合計	46	52	8	9	18	10	143
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	2	3	2	0	0	2	9
	18歳以上	13	77	40	49	2	136	317
	合計	15	80	42	49	2	138	326
音声・言語障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	1	2	24	23			50
	合計	1	2	24	23	0	0	50
肢体不自由	18歳未満	28	13	5	2	1	0	49
	18歳以上	310	401	329	475	232	119	1,866
	合計	338	414	334	477	233	119	1,915
内部障がい	18歳未満	20	0	0	1			21
	18歳以上	837	10	201	307			1,355
	合計	857	10	201	308	0	0	1,376
合計	18歳未満	50	16	7	3	1	2	79
	18歳以上	1,207	542	602	863	252	265	3,731
	合計	1,257	558	609	866	253	267	3,810

※令和2年3月末現在

資料：福祉課

※障がい重複している場合は、代表部位、総合等級で計上

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、等級別の傾向は表のとおりです。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,183	1,204	1,198	1,246	1,257
2級	541	537	547	556	558
3級	655	640	621	608	609
4級	861	872	884	883	866
5級	240	248	248	251	253
6級	242	249	256	259	267
合計	3,722	3,750	3,754	3,803	3,810

※各年度末現在

資料：福祉課

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に平成27年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、視覚障がいは減少傾向、肢体不自由はほぼ横ばい、それ以外の障がい種別は増加傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

障がい種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	176	169	156	150	143
聴覚・平衡機能障がい	295	297	304	313	326
音声・言語障がい	40	43	47	47	50
肢体不自由	1,917	1,931	1,924	1,938	1,915
内部障がい	1,294	1,310	1,323	1,355	1,376
合 計	3,722	3,750	3,754	3,803	3,810

※各年度末現在

資料：福祉課

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成27年度からの推移を見ると、「18歳未満」は微増、「18歳以上」は増加傾向となっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	74	75	79	87	79
18歳以上	3,648	3,675	3,675	3,716	3,731
合計	3,722	3,750	3,754	3,803	3,810

※各年度末現在

資料：福祉課

3 知的障がい者の状況

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和元年度末現在 647 人で、障がい程度別に見ると、A判定（最重度、重度）が 278 人、B判定（中度、軽度）が 369 人となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	300	289	292	284	278
B判定	349	341	360	364	369
合 計	649	630	652	648	647

※各年度末現在

資料：福祉課

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数を年齢階層別に見ると、ほぼ横ばいとなっています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	172	172	176	175	175
18歳以上	477	458	476	473	472
合 計	649	630	652	648	647

※各年度末現在

資料：福祉課

4 精神障がい者の状況

（１）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在 787 人で、一貫して増加傾向にあります。

また、障がい等級別に見ると 2 級が最も多く、令和元年度で見ると、全体の 55.3% を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	61	64	67	68	70
2 級	341	336	378	405	435
3 級	156	195	233	268	282
合 計	558	595	678	741	787

※各年度末現在

資料：福岡県精神保健福祉センター

（２）自立支援医療（精神）利用者数の推移

本市の自立支援医療（精神）利用者数は、令和元年度末現在 1,436 人で、一貫して増加傾向にあります。

自立支援医療（精神）利用者数の推移

(単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	1,142	1,179	1,280	1,380	1,436

※各年度末現在

資料：福岡県精神保健福祉センター

5 難病患者の状況

本市の難病患者のうち、医療費の助成の対象として特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、令和元年度末現在 698 人となっています。

医療費助成の対象となる疾病は、令和元年7月時点では 333 疾病が指定難病となっています。

一方、平成 25 年 4 月から、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ 130 疾病が対象となっていました。令和元年7月時点では 361 疾病に拡大されています。

特定疾患医療受給者証交付件数の推移（宗像市）

（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	764	773	697	706	698

※各年度末現在

資料：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

6 障がい者の雇用状況

(1) 企業の障がい者の雇用状況

令和2年6月1日現在、福岡県の企業の障がい者雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.2%。令和3年3月から2.3%）達成企業の割合は、全体の50.6%となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況（福岡県の民間企業）

規模	企業数	労働者数（人）	障がい者数（人）	雇用率（%）	法定雇用率 達成企業	法定雇用率 達成企業割合
45.5～99人	1,940	127,978.0	2,558.0	2.00	948	48.9%
100～299人	1,425	214,318.0	4,492.5	2.10	777	54.5%
300～499人	280	98,419.5	2,050.5	2.08	124	44.3%
500～999人	172	107,759.5	2,263.5	2.10	81	47.1%
1,000人以上	113	294,481.0	6,477.5	2.20	57	50.4%
計	3,930	842,956.0	17,842.0	2.12	1,987	50.6%

※令和2年6月1日現在

資料：福岡労働局

※障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間（週所定労働時間20時間以上30時間未満）労働者1人は0.5人として集計

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和2年6月1日現在、市の障がい者雇用率は3.2%となっており、法定雇用率（2.5%）を上回っています。

市の障がい者雇用状況

対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
560人	18人	3.2%	2.5%

※令和2年6月1日現在

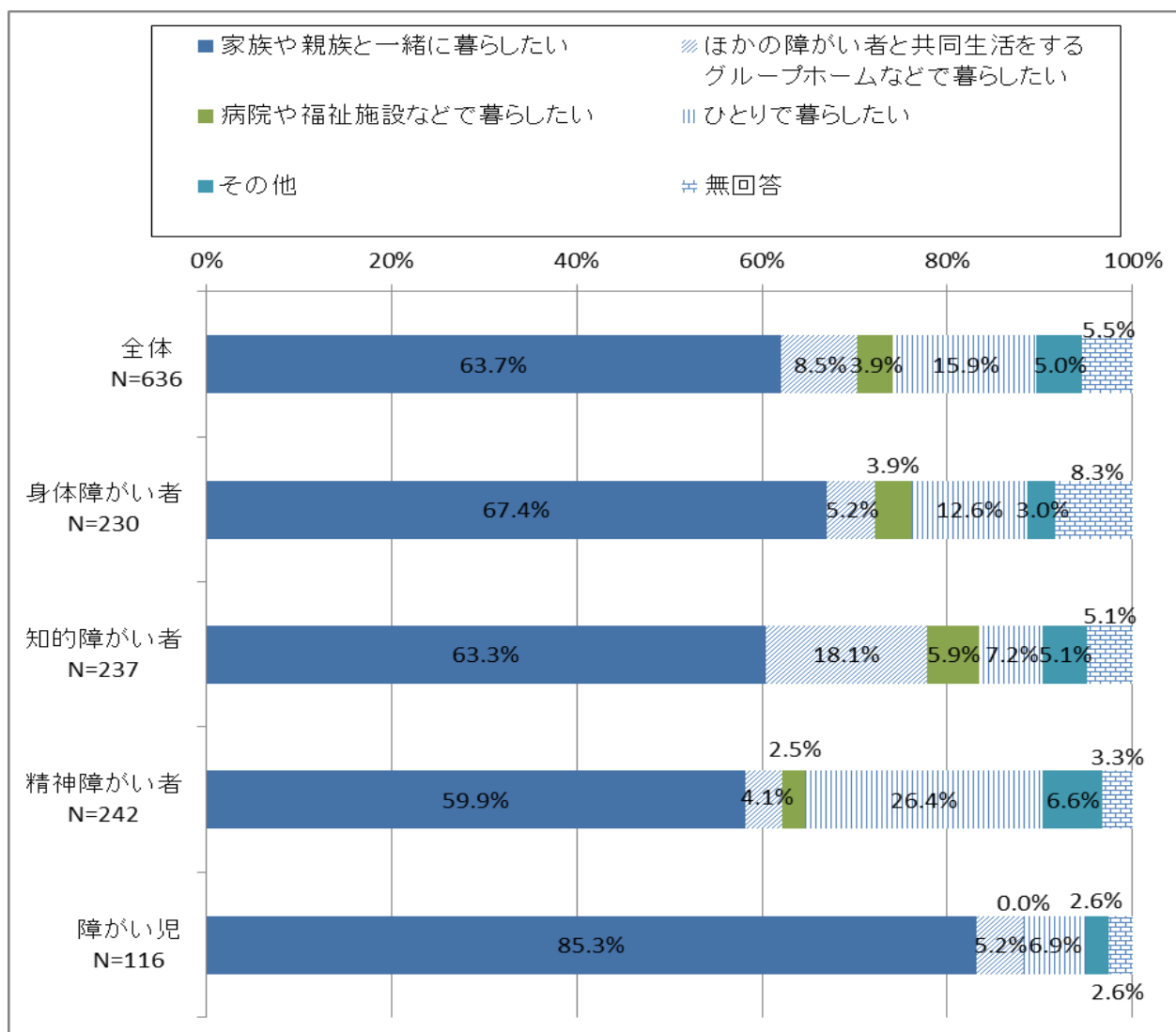
資料：人事課

7 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ

(1) 希望する暮らし方

暮らし方については、いずれの障がい種別においても「家族や親族と一緒に暮らしたい」という回答が最も多く、全体の63.7%を占めています。

障がい種別に見ると、精神障がい者は、「家族や親族と一緒に暮らしたい」という回答が他の障がい種別に比べて59.9%と低く、「ひとりで暮らしたい」という回答が26.4%と、他の障がい種別に比べ高い割合となっています。



資料：アンケート調査結果

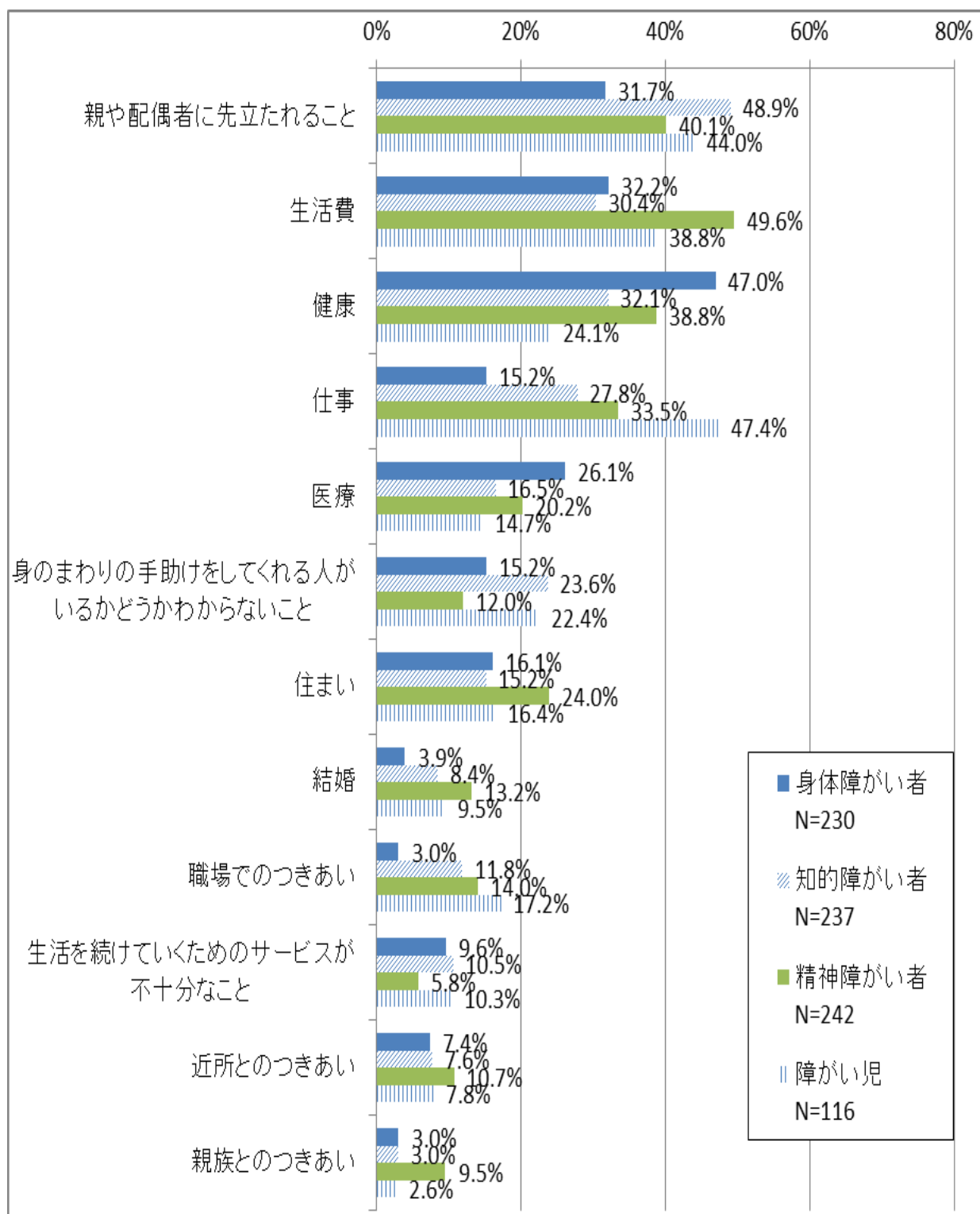
《グラフの見方について》

※グラフ中の「N」は、割合算出の基数となる有効回答者数を示しています（以下同じ）。

※複数回答をお願いしている項目については、比率計が100%を超えることがあります（以下同じ）。

（２）暮らしていくなかで特に心配なこと

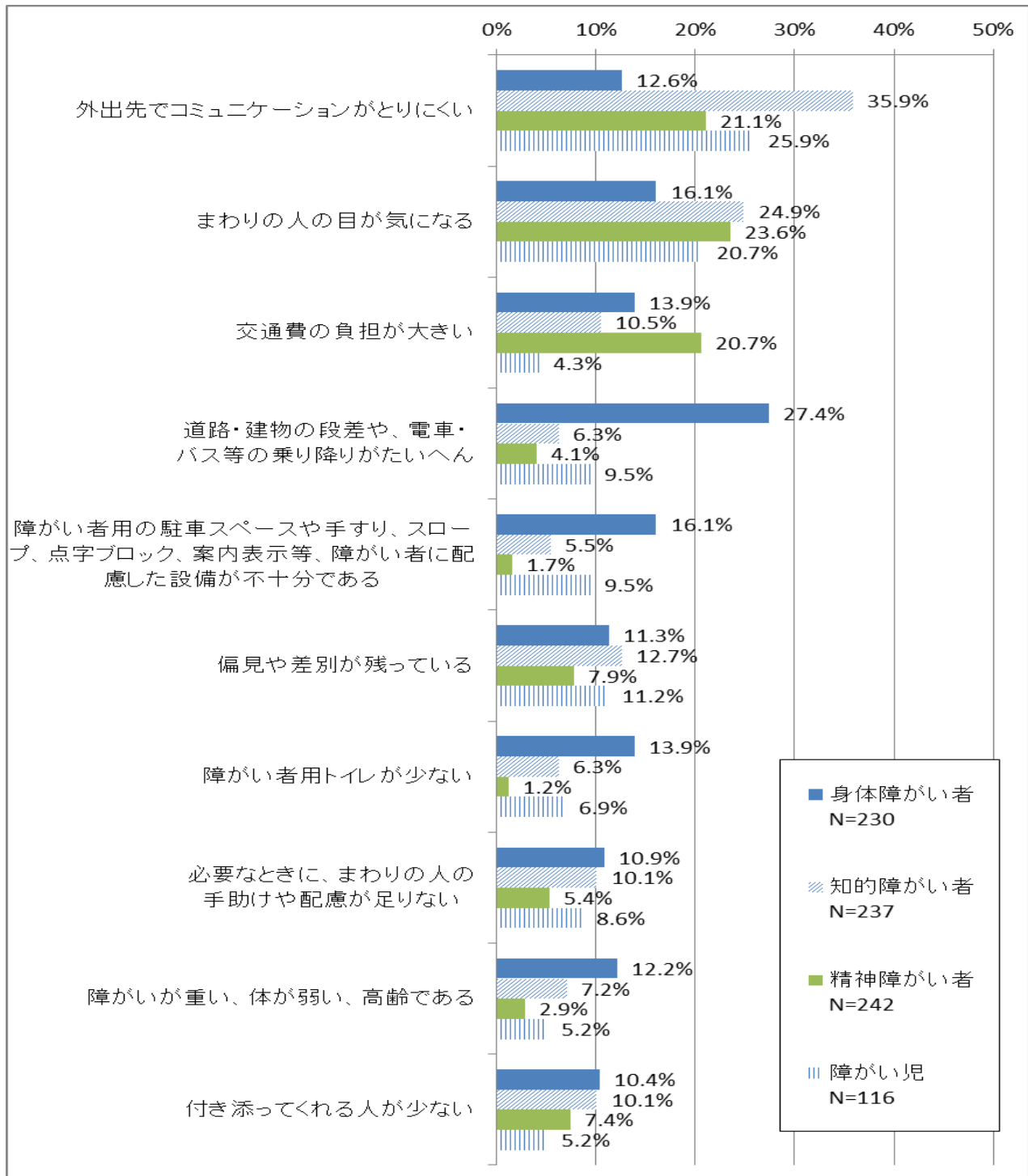
暮らしていくなかで特に心配なこととしては、身体障がい者は「健康」（47.0%）、知的障がい者は「親や配偶者に先立たれること」（48.9%）、精神障がい者では「生活費」（49.6%）、障がい児では「仕事」（47.4%）がそれぞれ最も多くなっています。



資料：アンケート調査結果

(3) 外出に関して不便や困難を感じること

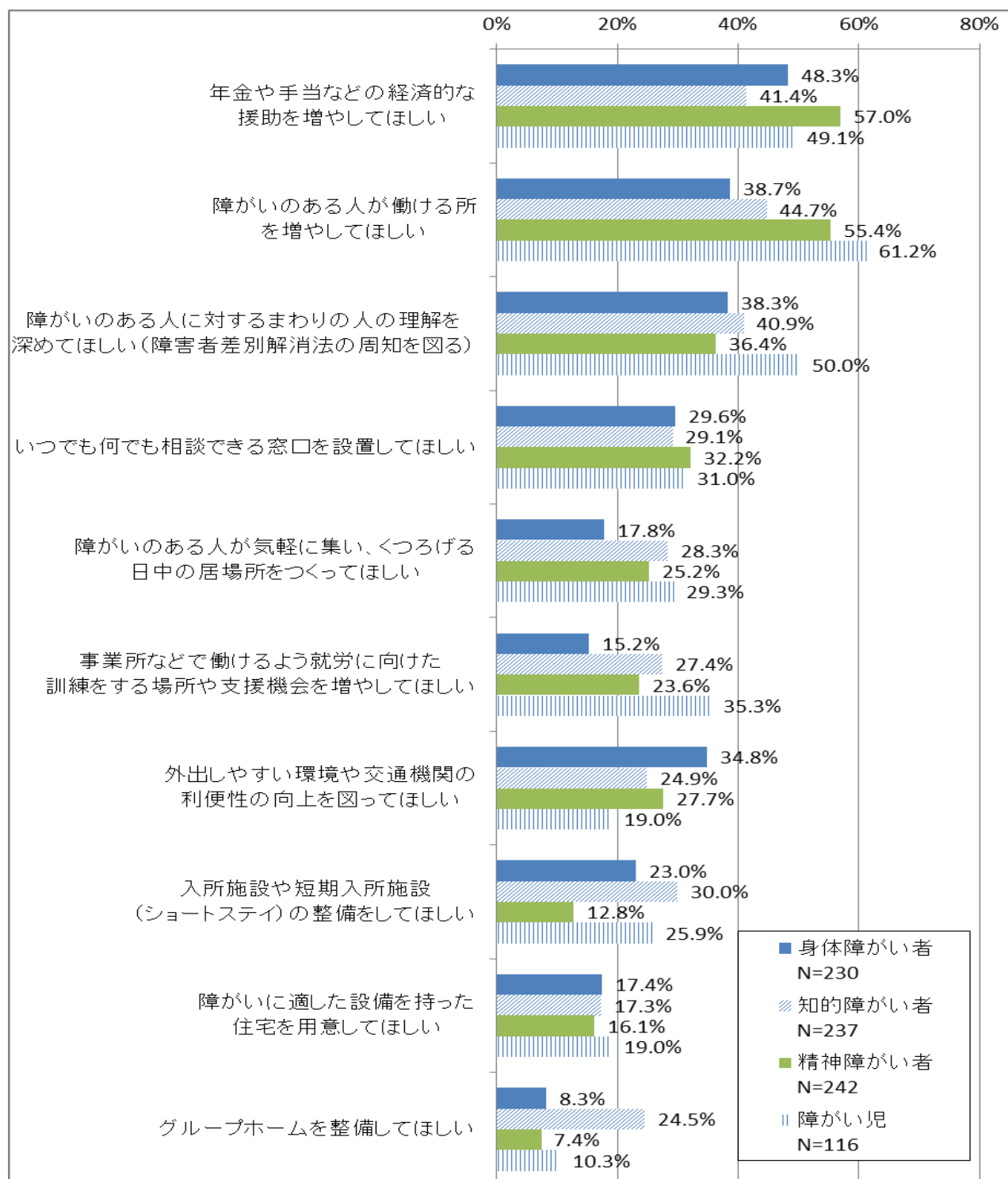
外出に関して不便や困難を感じることは、身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」(27.4%)、知的障がい者と障がい児では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」(知的障がい者：35.9%、障がい児25.9%)、精神障がい者では「まわりの人の目が気になる」(23.6%)がそれぞれ最も多くなっています。



資料：アンケート調査結果

(4) 障がい者への支援として行政が充実すべきこと

行政が充実すべき障がい者支援については、多少順位の差は見られますが、いずれの障がい種別においても、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」「障がいのある人が働ける所を増やしてほしい」「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい（障害者差別解消法の周知を図る）」という3項目が上位を占めています。



資料：アンケート調査結果

第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 生活支援の充実

障がいのある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい福祉サービスに関する情報提供はもとより、日常生活に関するさまざまな不安を、必要なときに相談できる体制の充実が必要です。

障がい者施策の目指すところは障がいのある人の自立であり、利用者本位の考え方に基づいた適切な支援をすることにより、多様なニーズに対応した相談支援体制の整備及び福祉サービスの量的・質的充実につなげることが必要です。

(1) 情報提供・相談支援体制の充実

《現状と課題》

市では、障がいのある人が利用できるサービスや相談機関などをまとめた「宗像市障がい者すこやかガイドブック」を作成・配布するとともに、市広報紙や市ホームページによってサービス等の周知を図っていますが、障害者自立支援法の施行以降、度重なる制度改正もあって、障がいのある人とその家族に内容が必ずしも十分に伝わっていないことも考えられます。

アンケート調査結果を見ると、福祉施策についての情報の入手方法として、回答割合が最も高かったのは「市の広報紙、ホームページ」ですが、障がい種別にみると、知的障がい者では「家族・友人・知人」や「福祉施設の職員」、精神障がい者では「市役所の福祉担当窓口」「病院・お医者さん・薬局」の回答割合が高くなっています（図1参照）。それぞれの障がいによって情報入手先が異なることに配慮し、障がいのある人にとって必要な情報をどのような方法で提供すればより効果的かを意識した取り組みが必要です。

また、障がいのある人の持つ悩みや問題は、障がいの程度や年齢、社会状況などいろいろな要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の強化が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

市では、障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人やその家族からの相談に応じる機関として「宗像市障害者生活支援センター」、精神障がいを専門とする「地域活動支援センターみどり」に相談支援事業を委託して実施しています。各センターでは、障がい福祉サービス等の利用や生活の相談のほか、生活に役立つ各種教室や社会参加を支援

するイベント等を開催しています。

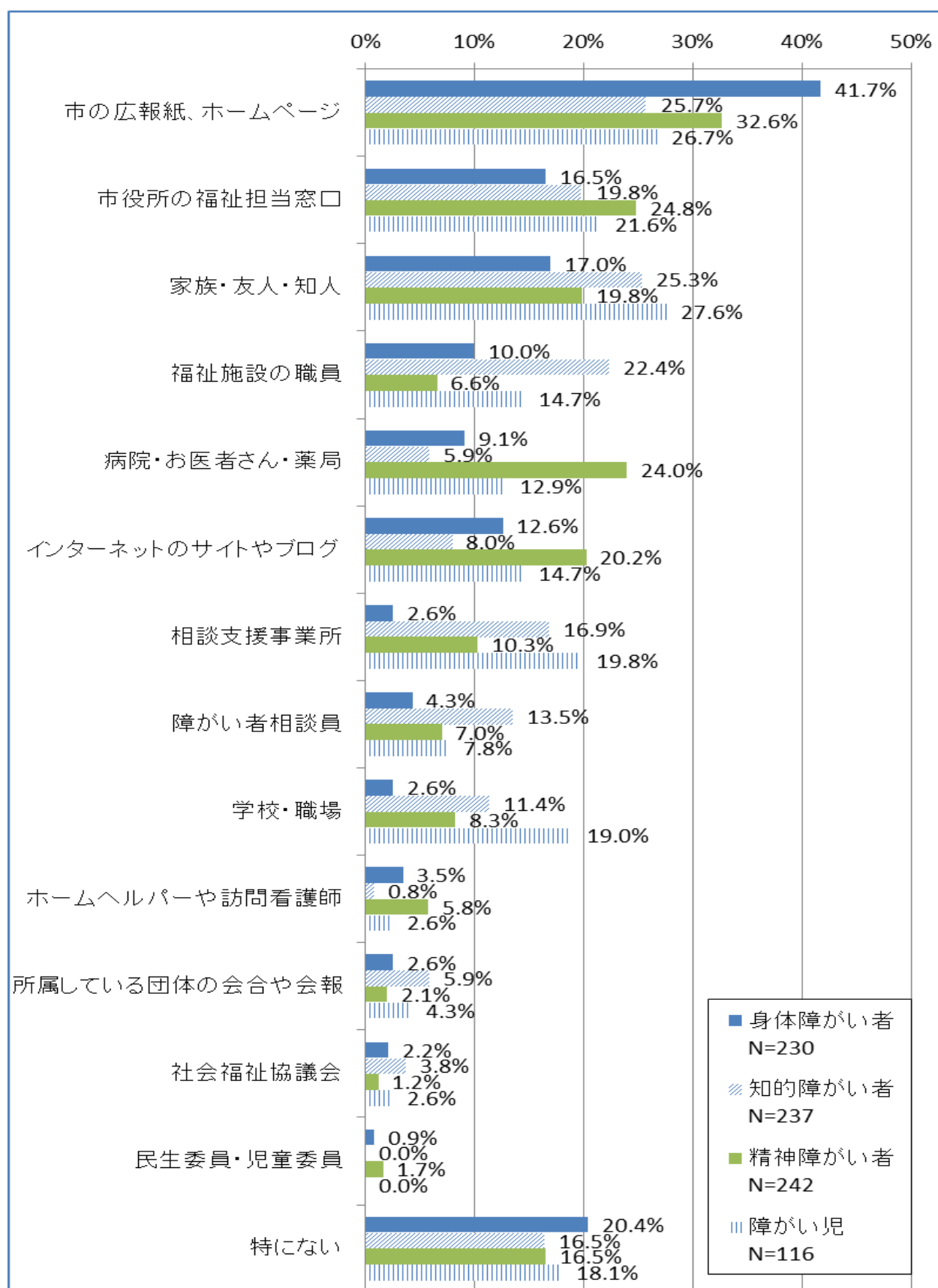
また、宗像市障害者生活支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけ、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務と成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、困難事例への支援、相談支援事業所への助言や研修等、相談支援事業の強化に取り組んでいます。

今後さらに多様化することが予想される障がいのある人とその家族のニーズに応え、自立を支援していくためには、適切にサービスを組み合わせ、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障がい福祉に関わる各機関の連携強化を図る必要があります。

市では、障がい者支援に関する地域課題の解決に向けた提言や、困難事例への対応のあり方に関する協議を行う「宗像市障害者自立支援協議会¹」があり、その中に「相談支援ネットワーク会議」を設置し、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が必要です。

¹ 宗像市障害者自立支援協議会は、関係機関、関係団体、障がい当事者及びその家族をはじめ、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用等に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成。

図1 福祉施策についての情報の入手先



資料：アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 障がい者等に対する効果的な情報提供手段の活用

障がい者等が生活に関わる様々な情報を手軽に入手できるよう、障がい種別ごとの情報入手手段に配慮し、市広報紙や市ホームページをはじめ、関係機関・団体等、様々な手段を活用した効果的な情報提供に努めます。

また、市社会福祉協議会が視覚障がい者を対象に行う、市広報紙の音訳版「声の広報」の作成、配布を支援します。

「宗像市障がい者すこやかガイドブック」については、常に最新の情報が提供できるよう、年1回の改訂を行い、必要に応じて窓口で配布します。

2 相談支援体制の充実・強化

障がい福祉サービスの提供体制の確保や適切な利用を支え、地域生活への移行や発達障がいに対する支援等、多様化する障がい者の各種ニーズに対応するためには、相談支援体制の充実と強化が不可欠です。

市では、市役所内に設置した基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業に取り組むほか、地域の相談支援事業者に対する研修会等を通じて情報提供及び相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

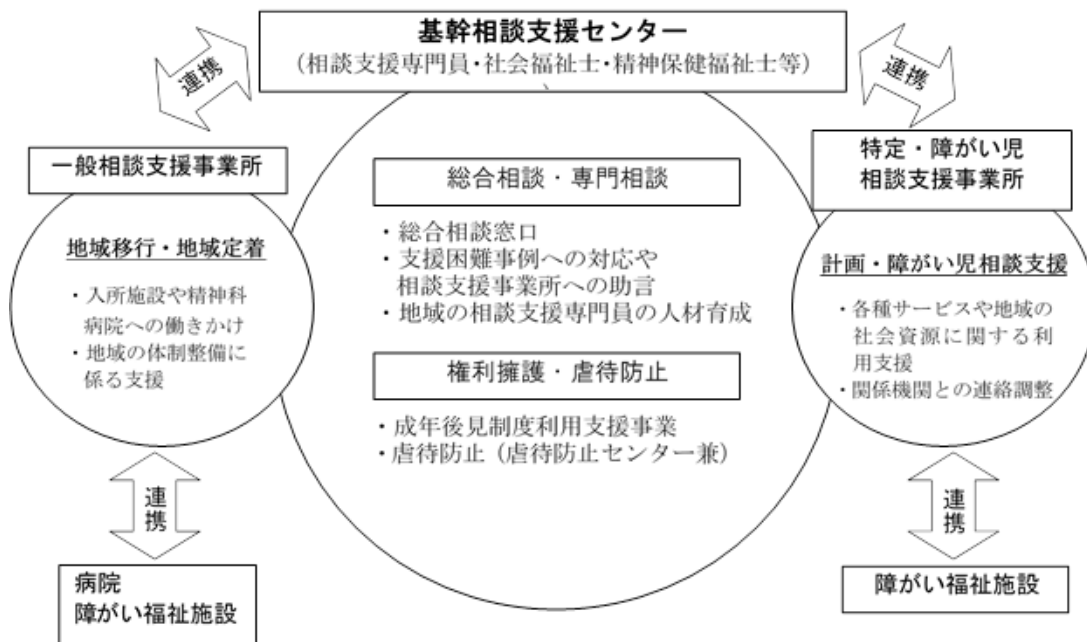
引き続き、障がい者等のライフステージを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、保健・医療・福祉・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、効果的なケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

3 自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

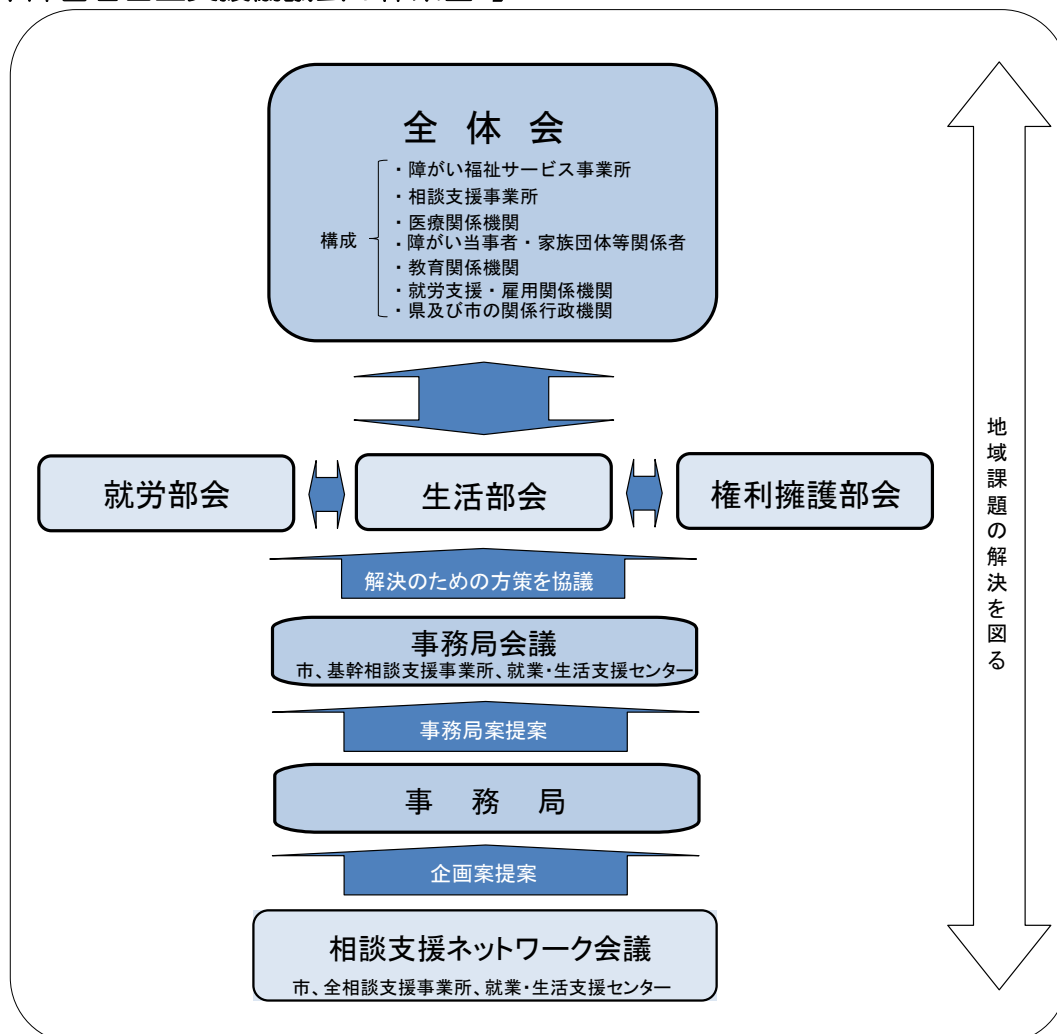
宗像市障害者自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として設置しています。障がい者支援に関する地域課題の解決に向けた提言や、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

また、新型コロナウイルス等感染症に対する対策についても、協議会のネットワークを活用し、必要な情報の共有や支援を行っていきます。

【 相談支援の体制図 】



【 宗像市障害者自立支援協議会の体系図 】



(2) 障がい福祉サービスの充実

《現状と課題》

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、いつでも必要に応じて適切な障がい福祉サービスが受けられる体制であることが重要です。

市では、障がいのある人のサービス基盤の整備を図っており、利用状況からみても、サービスの提供体制が整ってきていることを表していると考えられます。今後も、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、適切に支給決定を行う必要があります。

本計画の基本理念にある「日常生活又は社会生活を営むための支援を受ける」や「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される」など、障がいのある人が安心して暮らせる体制を実現するため、障がい福祉サービス提供基盤のさらなる充実を図る必要があります。

《今後の取り組み》

1 介護給付及び自立訓練体制の充実

常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な障がい者など、障がい者の多様な介護ニーズに対応するために必要な、居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図り、適切な介護給付提供体制の充実を図ります。

また、身体機能や生活能力の向上のために訓練が必要な人が、地域において自立した日常生活・社会生活をおくれるよう、自立訓練体制の充実を図ります。

2 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実

在宅で生活している障がい者や医療的ケアが必要な障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、短期入所の利用が安心して行えるよう利用促進に努めます。

また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う日中一時支援事業の必要なサービス量の確保と利用促進を図ります。

3 外出支援の充実

障がい者の社会参加を積極的に進めるための、外出時における移動支援事業については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実を図ります。

また、移動に支援を要する重度障がい者を対象としたタクシー料金の助成を継続するとともに、その周知に努めます。

4 入所・入院から地域生活への移行・地域定着に向けた支援体制の充実

自立した生活を希望する人や福祉施設に入所、医療機関に入院している人の地域生活への移行・地域定着を図るため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等を推進します。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、その生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等）の充実を図ります。

5 視覚・聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援

聴覚障がい者への手話通訳者の養成や派遣、市社会福祉協議会が開催する手話講習会の支援を行うとともに、情報・意思疎通支援用具の給付により、視覚障がい者や聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援します。

また、令和2年8月から始まった、聴覚や発話に障がいのある人がスマートフォンや携帯電話を利用して、簡単な操作で素早く119番通報する仕組み（NET119緊急通報システム）について周知を図ります。

(3) 地域福祉の推進

《現状と課題》

障がいのある人が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの充実はもとより、その地域の住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の課題解決に取り組む「地域福祉」の考え方が重要です。

市では、市社会福祉協議会と連携し、地域の「福社会」に対する情報提供など、各福祉団体の活動を支援することによって地域福祉の推進を図っており、今後も支援を促進させる必要があります。

ボランティア活動の促進については「宗像市ボランティアセンター」のボランティアネットワーク制度を活用し、対面朗読や点訳、手話通訳、外出支援、人形劇の上演活動等を行っていますが、今後も同ネットワーク制度の活動支援が重要です。

また、市民活動団体やボランティア活動団体等の取り組みへの支援を通じて、地域課題の解決を図るため、「人づくりでまちづくり事業補助金」を交付していますが、福祉関連団体からの申請が少ないため、制度の有効活用に向けた支援が欠かせません。

地域福祉の推進には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業に携わるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

地域活動の推進を通じて、地域の住民や社会福祉関係者など多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域をともに創っていく『地域共生社会』を実現することが重要です。

《今後の取り組み》

1 地域に根ざした福祉活動の促進

障がい者を地域全体で支えるためには、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域課題の解決に取り組むことが重要です。

市では、市社会福祉協議会と連携し、地域の「福社会」に対する情報提供を行うなど、各福祉団体の活動を支援するほか、地域住民が参加しやすい福祉活動を促進します。

また、地域課題の解決のため、市民活動団体やボランティア活動団体等の取り組みを、人づくりでまちづくり事業補助金により支援します。

2 ボランティア活動の支援

ボランティア活動は、地域社会をより良くしていくことに役立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれます。

市では引き続き、広報紙やSNSを活用し、啓発活動に努めるほか、市社会福祉協議会やボランティア組織等と連携して、地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティアの養成に努めるとともに、ボランティアネットワーク制度を活用した活動の支援を行います。

3 地域共生社会の実現に向けた障がい者等の地域活動の推進

地域で生活する障がい者のなかには、社会との関わりを持つ機会が少なく、自宅に閉じこもりがちになってしまう人もいます。

障がい者が地域活動に関わることは、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な支援を受けるきっかけになるだけでなく、地域全体の障がいに対する理解の促進や、住民主体の支え合いの精神を育むことにもつながります。

市では、障がい者が自治会やコミュニティ運営協議会等が行う地域活動に参加するために必要な支援を通じて、地域共生社会の実現を図ります。

（４）保健・医療の充実

《現状と課題》

アンケート調査結果を見ると、暮らしていく中で特に心配なこととして、「健康（37.1%）」の回答割合が高く、健康を重要と考える傾向がうかがえます。（図2参照）

しかしながら、令和元年度の身体障害者手帳所持者のうち、生活習慣病やがんなどの疾病を主な原因とする心臓機能、腎臓機能、直腸機能などの内部障がいのある人は36.1%にのぼり、近年増加傾向にあります。

さらに、全体の50.3%を占める肢体不自由の原因の多くも、脳血管疾患などの生活習慣病となっています。

市では、生活習慣病の発症予防や重症化予防及びがんの早期発見、早期対応のため、特定健診や特定保健指導、がん検診などを行っていますが、市の死因別死亡数のうち、生活習慣病である脳血管疾患、心疾患と、がんの3つで約半数を占めている状況です。

今後も身体障がいの発生や重度化を予防するため、その要因となる生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、がんを早期に発見し、早期に対応する取り組みが重要です。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と自立支援医療（精神通院医療）の受給者数も、年々増加の一途をたどっています。

市では、うつ病等精神疾患の早期発見、早期対応のため、うつ病予防スクリーニング、心の健康づくりに関する講座や啓発などに取り組んできました。

今後も精神障がいの発生や重度化を予防するため、市民の心の健康づくりに取り組んでいく必要があります。

《今後の取り組み》

1 身体障がいの原因となる生活習慣病等の予防と早期発見・早期対応

市民の健康を守り、障がいの発生や重度化を予防するため、すべての世代へ向けた、生活習慣病予防及びがんの早期発見、早期対応の取り組みや、より多くの市民が健康診査を受けることができるような体制の整備とともに、情報提供を行います。

また、生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、特定健診、特定保健指導などに取り組めます。

併せて、市民が自らの生活習慣における課題を認識し、自己管理や生活改善に取り組むことで、健康的な日常生活を維持することができるよう、啓発や健康相談、健康教室や保健指導を実施します。

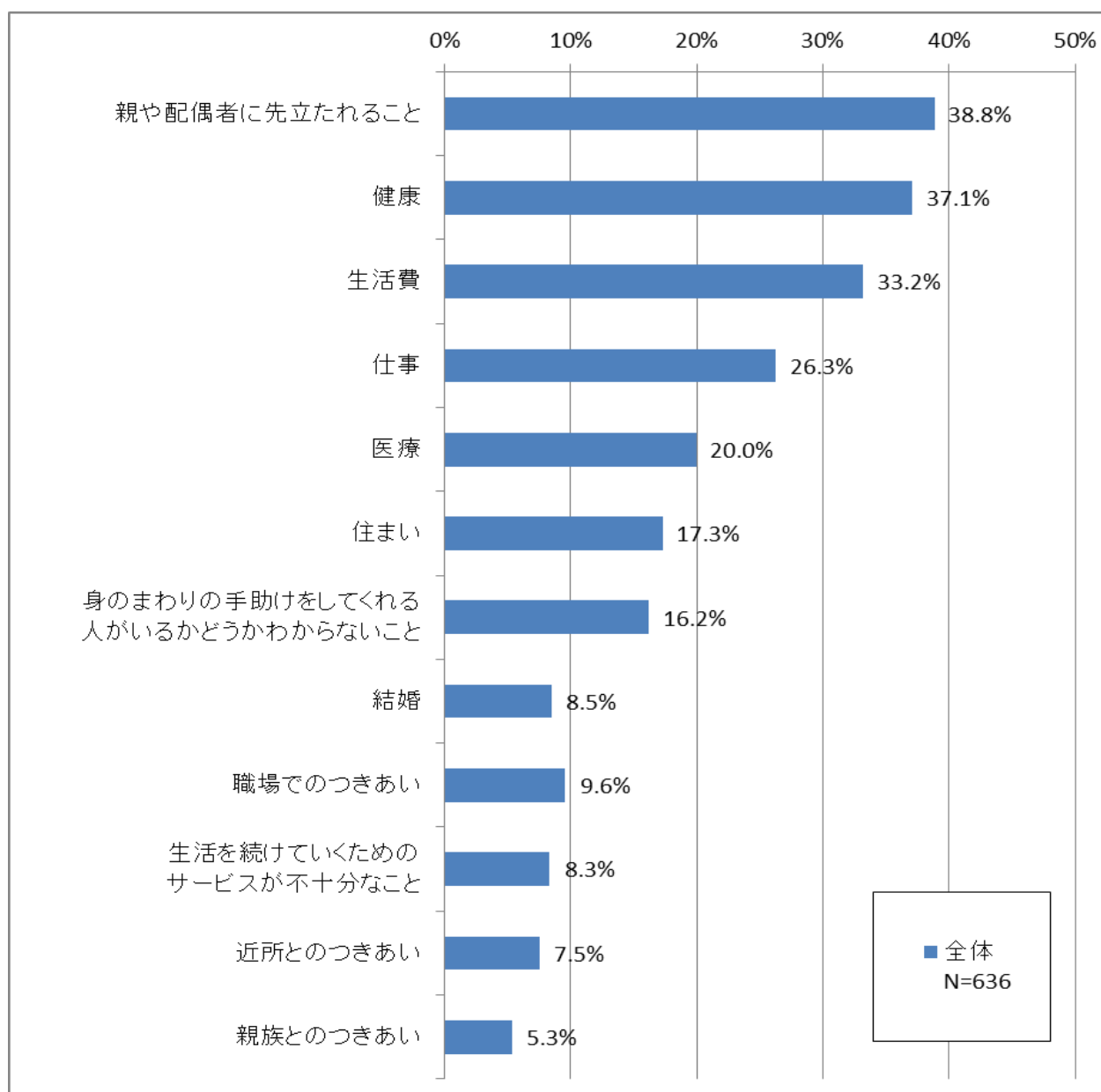
2 こころの健康づくりの推進による精神障がいの発生予防

精神障がいの発生、重度化を予防するため、こころの健康を維持するための生活習慣など、心の健康に関する啓発に努めるとともに、相談窓口の周知を行います。

また、うつ病など精神疾患の早期発見、早期対応に努め、こころの健康に不安のある人やその周囲の人が、相談しやすい体制の充実を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携によるネットワークの構築を図ります。

図2 暮らしていくなかで特に心配なこと



資料：アンケート調査結果

(5) 防災対策の推進

《現状と課題》

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、台風・豪雨や地震等の災害が発生した時において、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、障がいのある人等へのきめ細かな防災対策を講じることが必要となります。

市では、「宗像市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や、宗像市緊急情報伝達システム、携帯メール、テレビ等複数のメディアを使った多様な情報伝達のための環境づくりを進めています。また、避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めています。

さらに、災害時の避難所については、市内37か所の指定避難所のほか、平成31年4月には、市内外の3つの医療機関と医療的ケアが必要な人を対象とした福祉避難所開設の協定を結ぶなど、福祉施設や医療機関と連携した福祉避難所の整備も進めています。

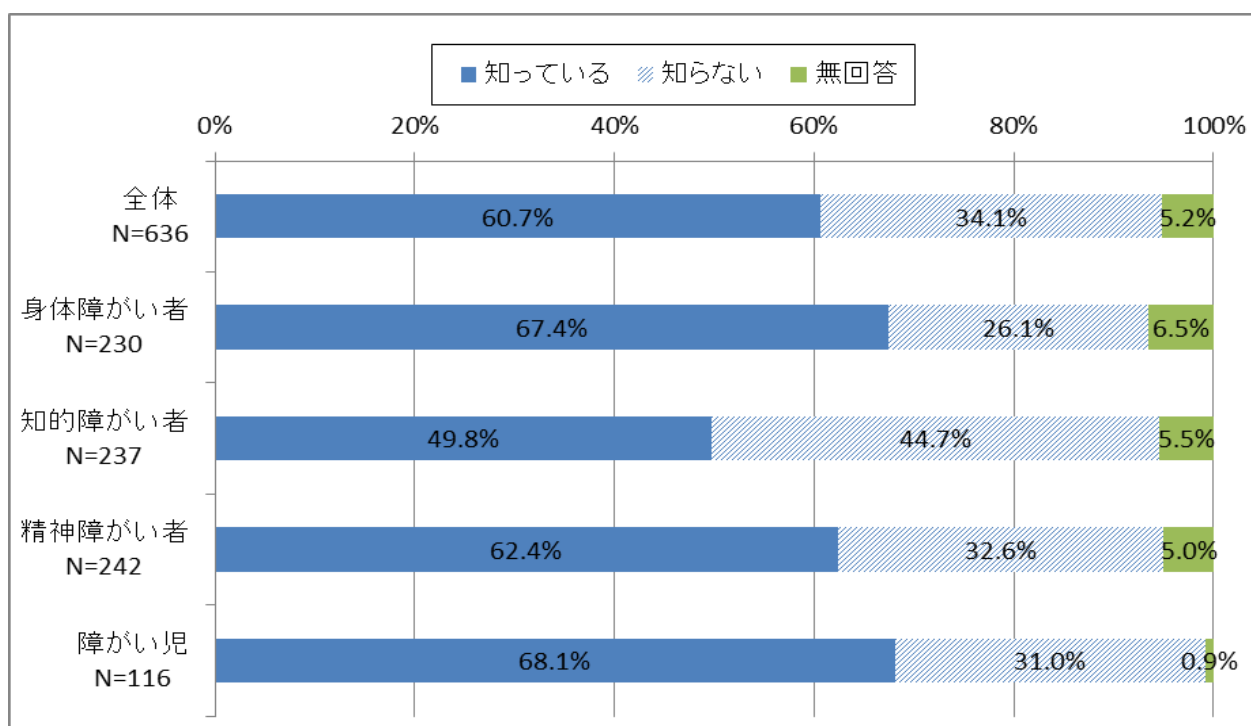
しかし、アンケート調査の結果を見ると、避難先を「知らない」と回答した人は全体の34.1%（図3参照）、災害時にひとりで避難「できない」と回答した人は全体の35.7%となっています（図4参照）。さらに、大きな災害が起きた場合には、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「安全なところまで、すぐ避難することができない」ことなどを心配する声が上がっています（図5参照）。

引き続き、災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、民生委員・児童委員、自主防災組織、宗像地区消防本部等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進めていく必要があります。

また、災害時における市民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の育成にも取り組む必要があります。

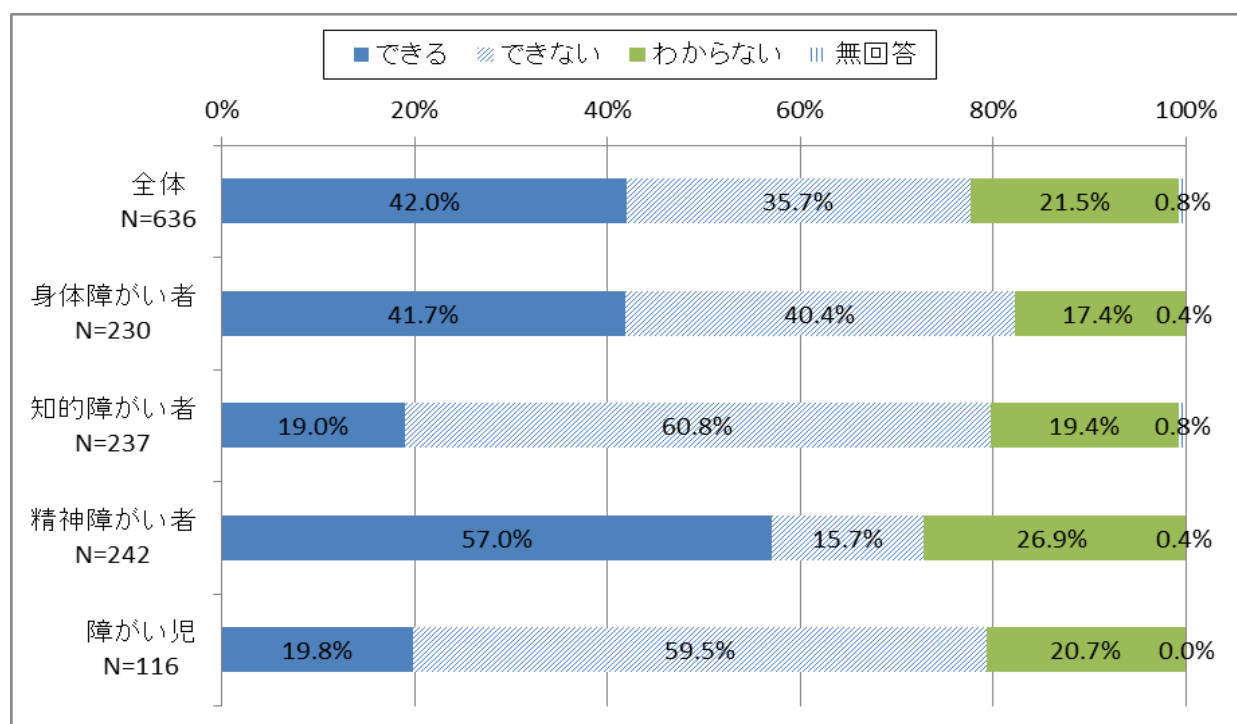
さらに、障がいのある人に対する避難所などにおける合理的配慮の提供に努めていく必要があります。

図3 災害時の避難先を知っているか



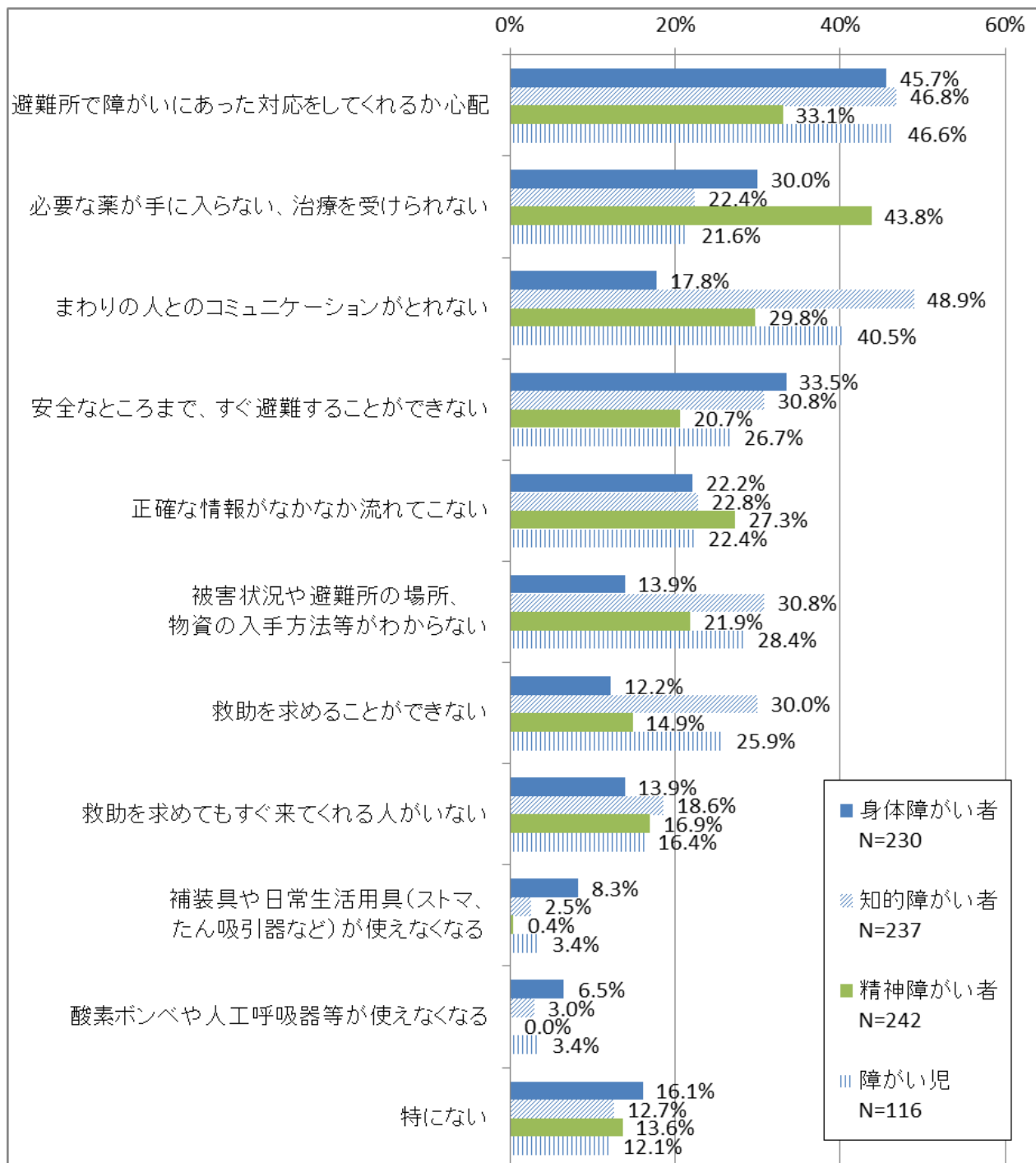
資料：アンケート調査結果

図4 災害時にひとりで避難できるか



資料：アンケート調査結果

図5 大きな災害が起きた場合に心配なこと



資料：アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 災害の基礎知識の啓発・広報及び情報伝達手段の確保・充実

災害に備える意識を高めるため、平時から市広報紙や市の防災ホームページ、防災関連マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な啓発・広報を行います。

また、災害時においては、災害情報や避難情報が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を確保することも重要です。そのため、緊急情報伝達システムの活用を推進します。

2 避難行動要支援者支援事業の推進と関係機関との連携

災害時に、障がい者等、自力で避難することが難しい人の避難誘導を支援するため、避難行動要支援者名簿への登録を推進するほか、民生委員・児童委員や自主防災組織、宗像地区消防本部等との連携を図ります。

また、人工呼吸器や喀痰吸引など、常時何らかの医療的ケアが必要な人に対し、福祉避難所へのスムーズな受け入れ体制を構築しており、さらなる活用を図ります。

3 自助・共助・公助が一体となった連携体制

災害時には、自分自身や家族の命を守る「自助」、近所や地域の方々と助け合う「共助」が重要とされています。併せて、防災関係機関が実施する災害情報の伝達や災害支援活動などの「公助」が連携した災害に強いまちづくりを目指します。

共助の中心である自主防災組織については、各地域の実情に応じた推進に努め、その育成強化を図ります。

4 避難所の整備推進

大規模災害が発生し、避難が長期化した場合などは、高齢者や障がい者が安心して避難生活を送れるよう、市内37か所の指定避難所のほか、25か所の福祉施設や医療機関と連携した福祉避難所を整備（令和2年12月現在）しており、さらなる活用を図ります。

今後は、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等のさらなる周知を図るほか、福祉避難所の整備、避難所における合理的配慮の提供、避難物資の備蓄、避難体制の強化、感染症対策などに努めます。

2 雇用・就労支援の促進

障がいのあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

(1) 障がい者のための総合的な雇用・就労支援

《現状と課題》

障害者雇用促進法では、従業員 45.5 人以上（令和3年3月から 43.5 人以上）の企業に対し、雇用する労働者の 2.2%（令和3年3月から 2.3%）に相当する障がい者を雇用することを義務付けています（障害者雇用率制度）。

令和元年6月時点、福岡県の民間企業の障がい者雇用率は 2.12%と年々改善されていますが、依然として 49.4%が法定雇用率未達成となっています。（P15 参照）

当市においても同様の状況と考えられるため、宗像市商工会や関係機関・団体を通じて、同制度の周知と障がい者雇用への理解啓発を図る必要があります。

障がいのある人の就業状況についてアンケート調査結果を見ると、全体の 39.2%が働いていると回答（図6参照）していますが、その形態をみると、知的障がい者は、施設・作業所等で働いている人（福祉的就労）の割合が高いことがわかります（図7参照）。

全国的に見られる「福祉施設を出て就職した人の割合が少ない」「特別支援学校卒業者の就職率が低い」といった状況が当市でもみられることから、市では、宗像市障害者自立支援協議会の就労部会において、「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心とし、障がいのある人がその個性に合った仕事を選択し、一般就労できるよう、就労・雇用支援や障がい者雇用についての理解啓発に取り組んでいます。

また、障がいのある人の就労支援として、担い手不足や高齢化が進んでいる農業分野との連携（農福連携）が注目されています。農福連携は、障がい者雇用の場が確保できただけでなく、農業が障がいのある人にもたらす身体、精神的な状況の改善が報告されており、地域との交流を通じて社会参画を果たすこともできるといった効果が期待されています。農福連携の取り組みは全国で始まっており、確実な広がりを見せていることから、当市においても就労支援の一つとして、今後力を入れていく必要があります。

現在、働いていない人にその理由をたずねたアンケート調査結果を見ると、「どんな仕事ができるかわからない」（27.4%）という回答が最も多くなっており（図8参照）、今後も就労部会における就労支援事業所従事者による企業見学、勉強会、就労セミナーや就労支援サービス等（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）を活用し、働く意欲や能力のある

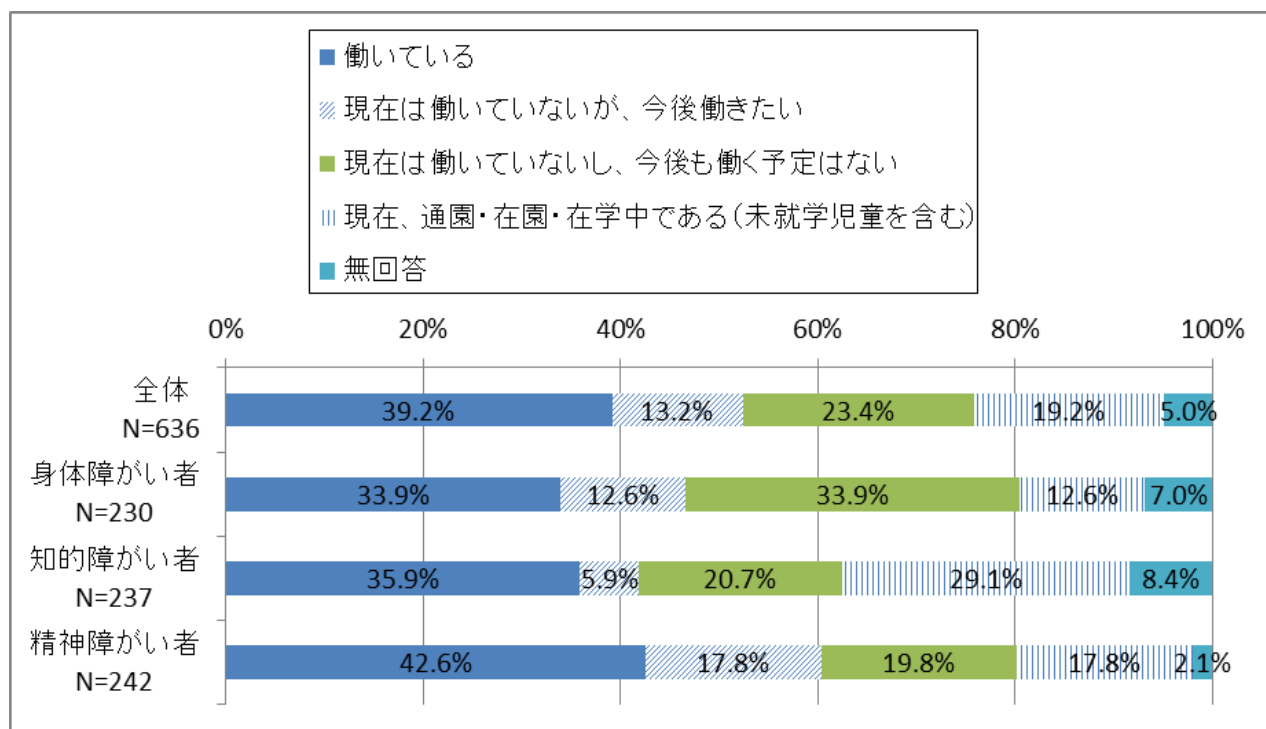
障がいのある人がその能力や適性に応じて就労し、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

障がいのある人は、就労先においてさまざまな問題に直面することが少なくありません。アンケート調査結果によると、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」などの回答が見られるなど（図9参照）、就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。

就労定着のための支援としては、就労支援事業所による就労定着支援の提供を行っており、一定の効果をあげています。「障害者就業・生活支援センターはまゆう」が実施する定着支援と併せて、今後もさらに利用を促進していく必要があります。

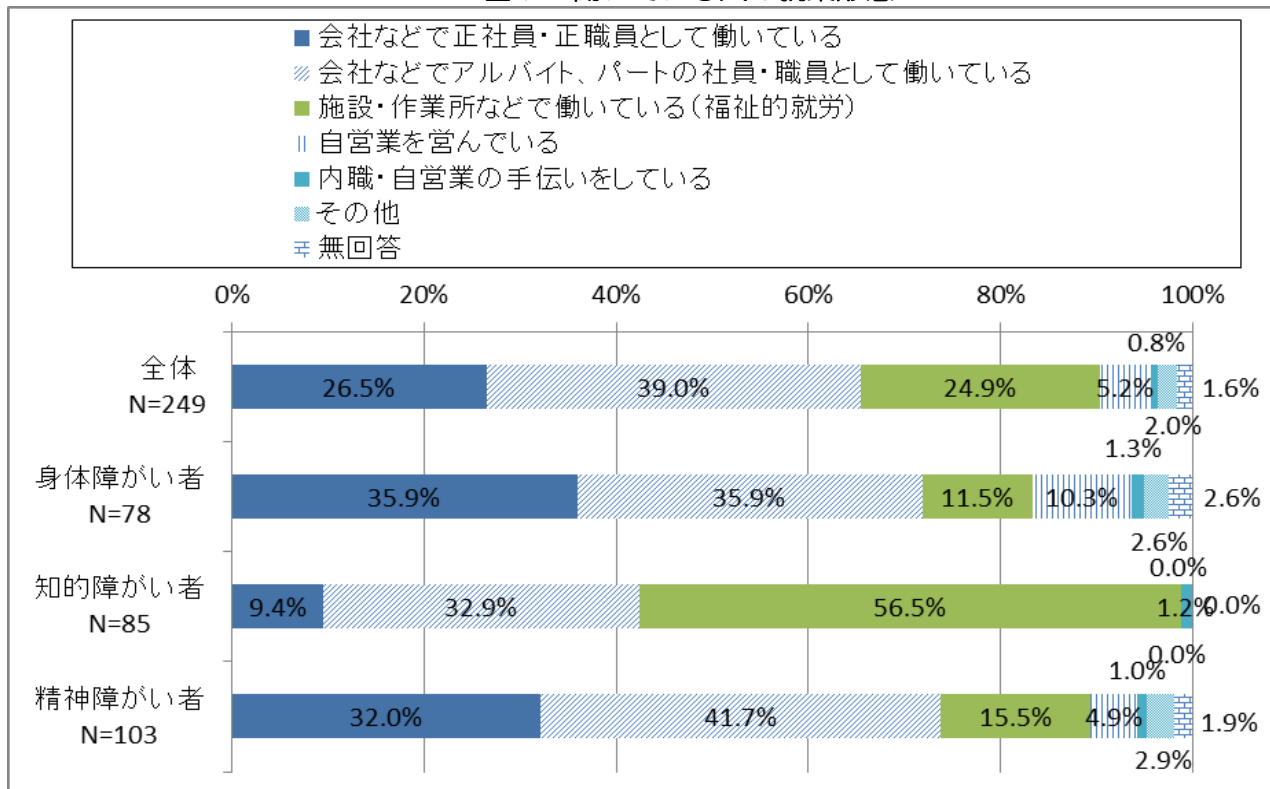
一方、一般就労が困難な障がいのある人にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援A型・B型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障がいのある人への就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。

図6 現在働いているか



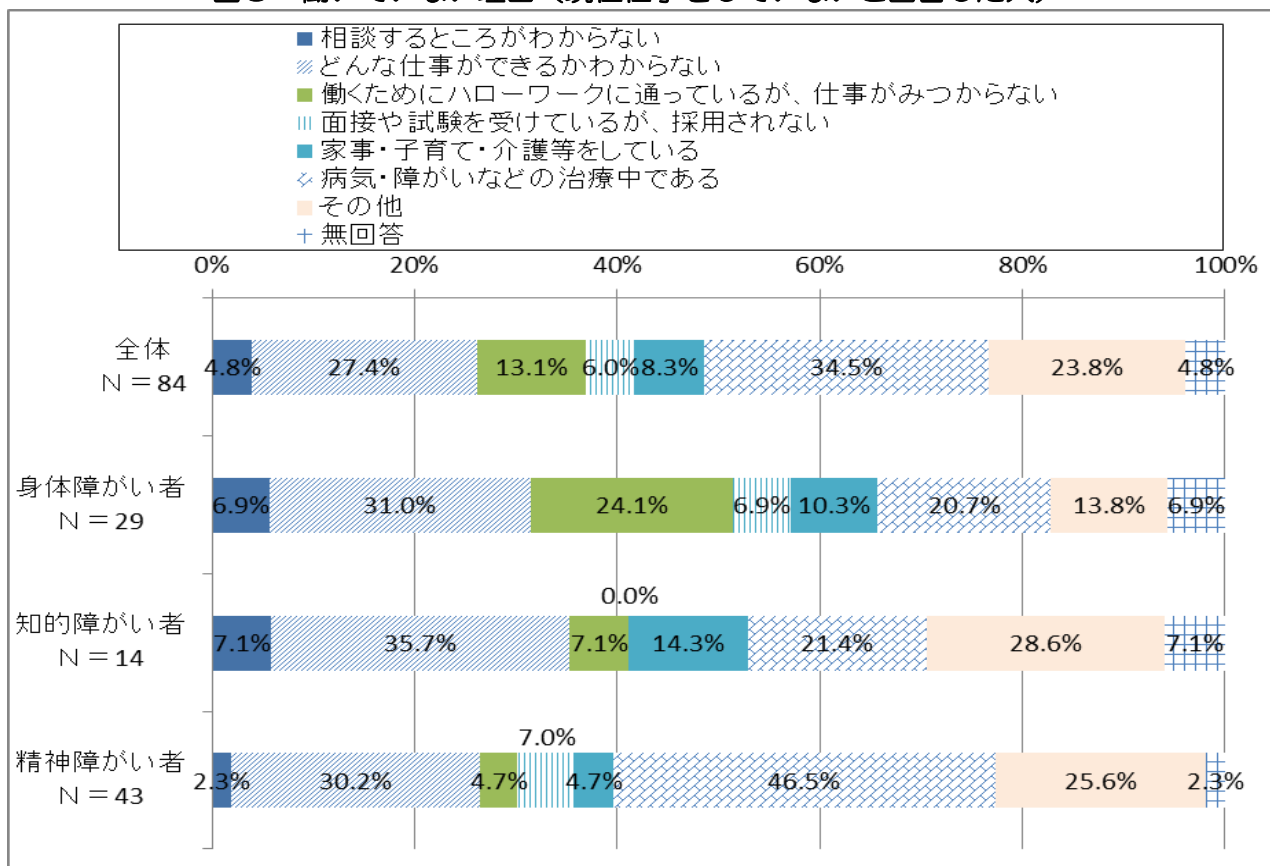
資料：アンケート調査結果

図7 働いている人の就業形態



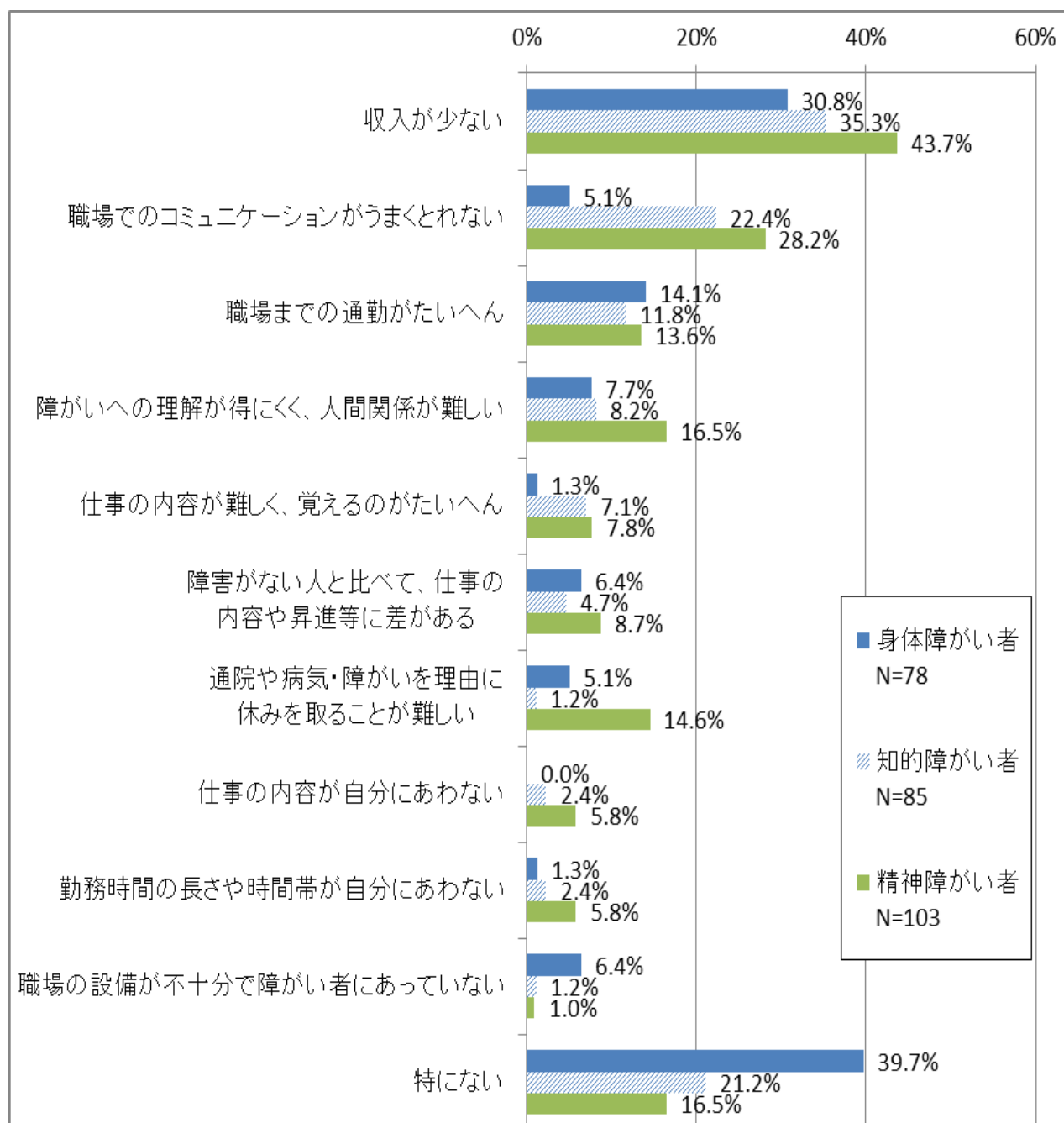
資料：アンケート調査結果

図8 働いていない理由（現在仕事をしていないと回答した人）



資料：アンケート調査結果

図9 仕事のことで悩んでいることや困っていること



資料：アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 障がい者雇用への理解啓発・広報の推進

障がいのあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

市では、障害者自立支援協議会において「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心に、ハローワーク等、雇用関係機関と連携し、障がい者雇用への理解啓発・広報の推進に取り組みます。

また、宗像市商工会を通じて会員事業者に対し、障害者雇用率制度の周知と、障がい者雇用に対する理解促進に取り組みます。

2 就労から定着まで一貫した就労支援サービスの利用促進

就労支援サービス等（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の利用促進を図り、一般就労に必要な知識や技能の習得・向上に向けた支援に取り組みます。

また、就労定着支援の利用促進により、一般就労における定着率の向上を図り、就職後も「障害者就業・生活支援センターはまゆう」等関係機関との連携のもと、就労や生活についての相談支援を継続し、障がい者のさらなる就労定着を目指します。

あわせて、就労継続支援を通じて福祉的就労の機会の提供を行います。

3 就労支援関係機関等との連携による就労支援体制の充実

「障害者就業・生活支援センターはまゆう」と連携し、同センターが行う障がい者の就労に関する相談支援、ジョブコーチ制度の普及・啓発、福岡障害者職業センターとの連携による職業評価、ハローワークとの連携による求職活動支援、福岡県障がい者雇用拡大事業を活用した企業とのマッチング、職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習など多面的な就労支援を行うとともに、地域の就労支援担当者との連携を密にし、各関係機関・施設・企業等の支援者ネットワークの構築を推進します。

また、むなかた地域農業活性化機構等の農業関係機関・団体や農業事業者等と連携し、農業分野における障がい者の就労支援を推進します。

さらに、市では、平成26年度から取り組んでいる障がい者の「チャレンジ雇用」を継続し、職務経験を通じて一般企業への就職に繋がるよう支援します。

4 障害者就労施設への工賃向上支援

障害者就労施設の工賃向上のため、「宗像市障害者就労施設等優先調達方針」に則り、庁内各部署及び関係各所において、障害者就労施設への物品等の発注拡大に取り組みます。

また、市内8事業所と連携し、様々なイベントに「宗像まごころ市」として出店します。まごころ製品（障がいのある人が作る商品やサービス）の販売や提供を通じて、障がい者の工賃向上を支援します。

3 生活環境の整備

障がいのある人や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、そういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が推進されています。

21世紀のまちづくりは、共に生きるというノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまらず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくというユニバーサルデザインの考え方を浸透させなければなりません。

もちろん、このような福祉のまちづくりの取り組みは行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。福祉のまちづくりこそが、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する市民の認識を深めていく必要があります。

（１）道路・公共施設のバリアフリー化

《現状と課題》

市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、「宗像市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」等を制定し、障がいのある人の移動や活動が容易なまちづくりに取り組んでいます。

また、バリアフリー新法等制定前の建築物や道路、公園等についても、改築及び改修時に、法律に基づいたバリアフリー化を行っています。既存施設の改修については、予算や時間的な制約もあり、地域住民等からの要望等を踏まえ、効率的な整備を行う必要があります。

市では、年齢・性別等の差異、障がいのあるなしに関わらず、あらゆる人が利用可能な環境をつくるという考え方であるユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。近年の障害者差別解消法の施行により、行政機関に対して、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮が義務付けられたことから、建築物や道路、公園等の公共施設においても、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備、改修を行う必要があります。

《今後の取り組み》

1 公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進

「バリアフリー新法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、段差の解消や手すりの設置等、公共施設や公園のバリアフリー化を促進するとともに、すべての人々がより安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインにも配慮したまちづくりに取り組みます。

また、道路については「宗像市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、縁石の改良等歩道の整備や、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など、障がい者や高齢者が安全で快適に通行できるように、適宜バリアフリー化を図ります。

2 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実

障がいのあるなしに関わらず、同じように生活できる社会を目指すノーマライゼーションの考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを取り除いていくという「バリアフリー」の考え方を基本理念とした福祉のまちづくりの啓発に努めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障がいのない人による障がい者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反によるバリアが生じることのないよう、啓発に努めます。

3 「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がい者が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

《現状と課題》

民間バス路線の減便や廃止により外出に困難さを感じている人がいます。アンケート調査でも、ふれあいバス、コミュニティバスの利便性向上を求める声や、メイトム宗像や宗像ユリックス等の公共施設へのアクセス向上など、障がいのある人等への配慮を求める声があがっていました。

市では、コミュニティ運営協議会で取りまとめた要望に基づいて、2年に1度、ふれあいバス、コミュニティバスの路線の見直しを行うとともに、平成28年度に「宗像市地域公共交通網形成計画」を策定し、適宜関係事業者と連携しながら利用しやすい公共交通体系の構築に努めています。

今後も、引き続き民間バス会社と連携しながら、公共交通機関の利便性向上に取り組む必要があります。

《今後の取り組み》

1 利用しやすい公共交通体系の構築

宗像市地域公共交通網形成計画に基づき、市民が利用しやすい公共交通体系の構築を図ります。

2 ふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上

コミュニティ運営協議会の意見を聞きながら、引き続きふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上に努めます。

3 新たな公共交通手段の導入の検討

民間バス路線の廃止に伴い、公共交通機関による移動の利便性が低下する地域があるため、民間の公共交通機関も含め、新たな公共交通手段の導入を検討するなど、抜本的な見直しを図ります。

4 障がい理解の促進と権利擁護の推進

障がいのあるなしに関わらず、全ての人がかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言えないのもまた事実です。

全ての市民が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて、障がいに対する理解促進を図ることが重要です。

(1) 障がい理解と差別解消の促進

《現状と課題》

市では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、同法に規定される職員対応規程を策定したほか、宗像市障害者自立支援協議会に権利擁護部会を設置するなど、障がい者差別解消の推進に取り組んでいます。

また、市では、令和2年4月に「宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、障がい者差別を含めたあらゆる差別の解消に向けた教育・啓発活動を行っています。

しかし、アンケート調査結果を見ると、「市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか」との問いに対し、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と回答した人の割合が31.5%と、「かなり深まった」「まあまあ深まった」と回答した人の18.6%を大きく上回っています（図10参照）。

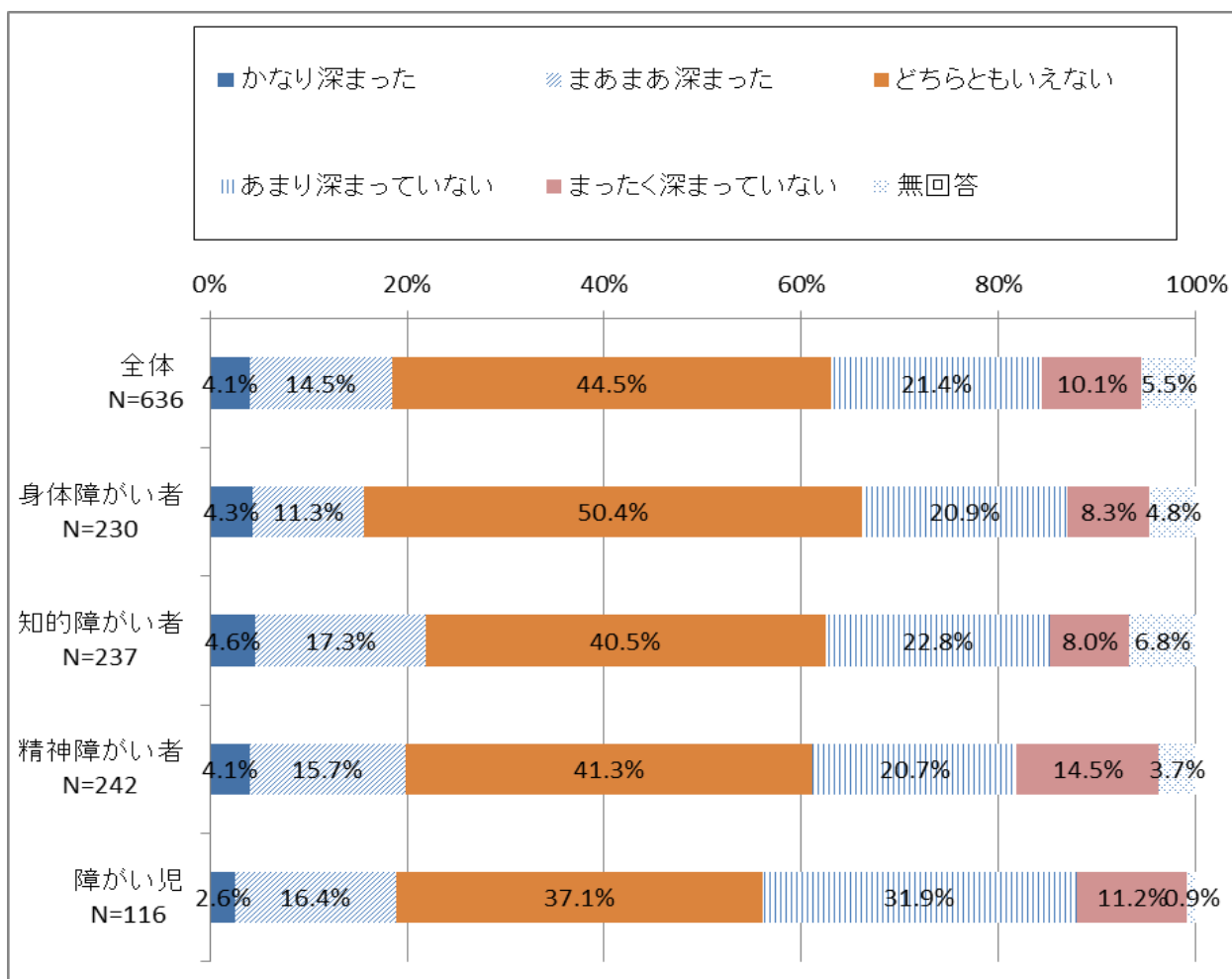
また、障がいのある人への差別や偏見があると感じる機会や場所については、全体では「仕事や収入」という回答が最も多くなっていますが、「まちかどでの人の視線」という回答も多く、障がいのある子どもでは「教育の機会」の回答割合が特に高くなっています（図11参照）。

障がいのある人の社会参加を推進する上で、あらゆる場面で障がいに対する無理解や差別がなくなるよう、引き続きさまざまな啓発・広報活動を粘り強く行い、正しい理解や認識を広めていく必要があります。

さらに、市内の小・中・義務教育学校では、差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がいのある人への「心のバリアフリー」を進めていくために、教育活動全体をとおして、さまざまな人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することを目指した人権教育を進めています。また、総合的な学習の時間等を活用し、障がいのある人との交流や、障がいの疑似体験等を行っており、障がいに対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

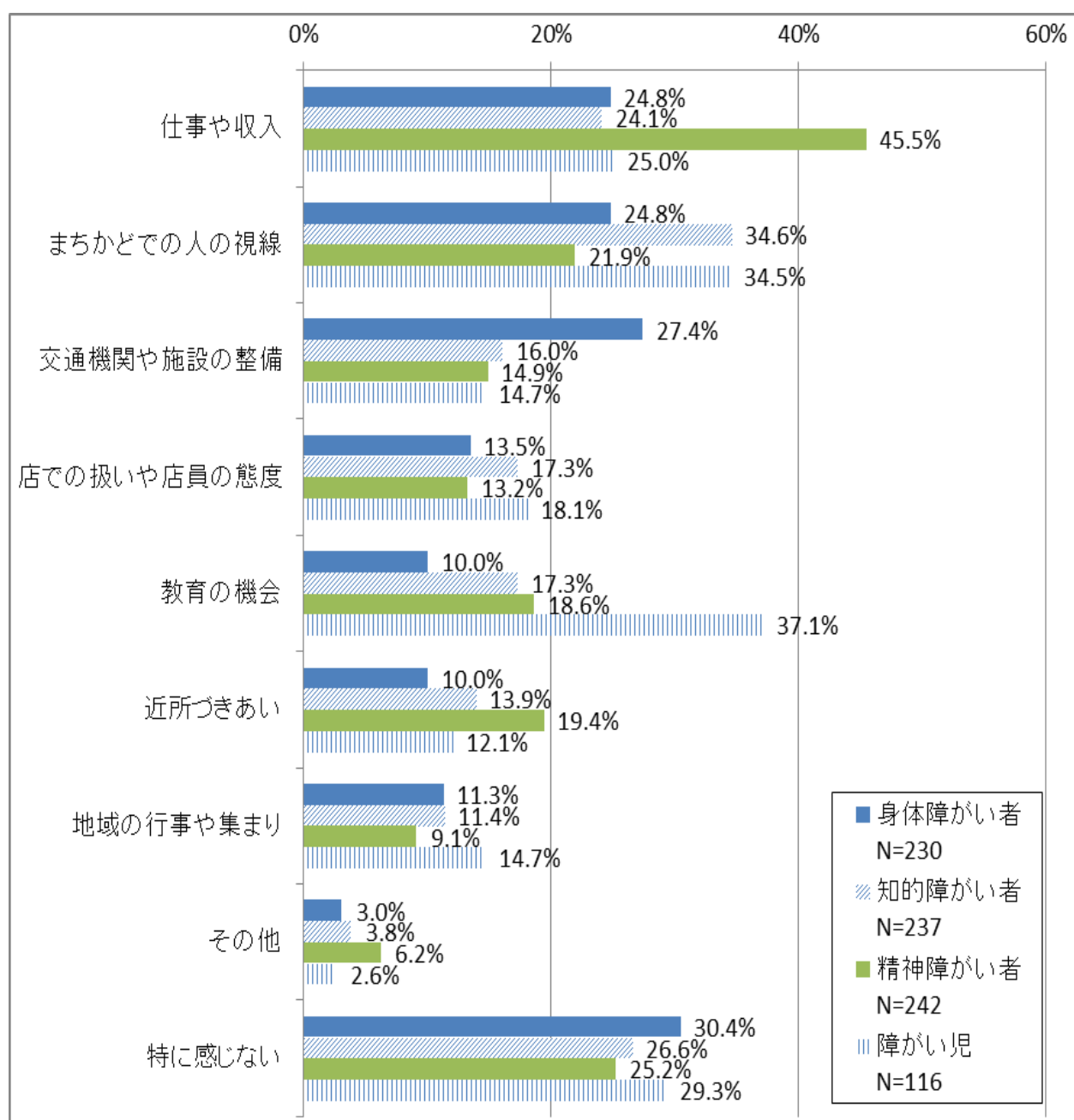
今後も、児童生徒が障がいについて理解し、障がいのある子もない子とともに充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続するとともに、市や障がい者施設・団体が、小・中・義務教育学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討し、取り組みを進めていく必要があります。

図10 市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか



資料：アンケート調査結果

図 11 どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるか



資料：アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 啓発・広報活動の充実

国、県などの啓発パンフレットや市広報紙、ヘルプマーク※等を活用し、障がいに対する理解啓発と差別解消の推進を図ります。

また「障害者週間（12月3日～12月9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」の周知に努め、障がい理解の促進を図るための講演会やセミナー、街頭啓発活動などを行います。

2 学校教育における人権教育・福祉教育の充実

地域共生社会の実現のために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

3 障害者就労施設等の製品の展示・販売等の実施

宗像まごころ市や市役所内福祉売店「ハートループ」で、障害者就労施設等の製品の展示、販売等を実施し、障がい理解を促進します。

4 障がい者差別解消の推進

国や県と連携し、障がい差別の解消に関する啓発に努めるとともに、国の基本方針に基づき、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

※ ヘルプマーク：障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載することもできる。

(2) 権利擁護の推進

《現状と課題》

平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、市では「宗像市障害者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人への虐待に関する通報や相談を受け、支援を行っています。今後も、家庭、障がい福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報する義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力が不十分な知的・精神障がい者は、虐待や消費者被害など、さまざまな権利侵害を受ける可能性が高いため、権利や財産などを守る取り組みが必要です。

市が実施する「消費生活センターによる相談支援」、市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」や「ライフサポート事業」のほか、「成年後見制度」等がそれぞれにありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

障がいのある人の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がいのある人等がさらに増加していくことや、障がいのある人の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組む必要があります。

《今後の取り組み》

1 障がい者への虐待防止

障がい者への虐待を防止するため、障害者虐待防止法と宗像市障害者虐待防止センターの周知・啓発に努めるとともに、宗像市障害者自立支援協議会の権利擁護部会を中心に、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

2 障がい者の権利擁護の充実

市社会福祉協議会や市消費生活センター、宗像市障害者自立支援協議会の権利擁護部会と連携しながら、DV等の家庭問題、詐欺等の消費者トラブルに関する相談支援や情報提供、成年後見制度や日常生活自立支援事業、ライフサポート事業等の活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

5 障がい児支援の充実

身体障がいや知的障がいのほかに、近年、発達障がいに対する支援（発達支援）が必要な子どもが増えています。

障がいのある子どもの支援にあたっては、障がいを早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが必要です。

また、障がいのある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があるため、保護者の不安や悩みを解消・軽減することも重要です。

さらに、ソーシャルインクルージョン¹の観点から、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育²システムを推進しなければなりません。

（１）障がい児の相談支援及び発達支援の充実

《現状と課題》

障がいのある子どもとその家族の支援は、さまざまな機関が重層的に関わるため、多岐にわたる関係機関との連携強化と、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築が重要です。

市では「宗像市子ども相談支援センター発達支援室（以下、宗像市発達支援室）」を設置し、発達相談、発達検査、障がい理解を促進させるための啓発活動のほか、保育所・幼稚園・認定こども園等への巡回相談等を実施し、発達に支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に取り組んでいます。

また、乳幼児健診は、成長発達の確認や障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者が相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないように、適切な相談支援や療育に繋がるよう支援し、子育て家庭の不安軽減を図っています。

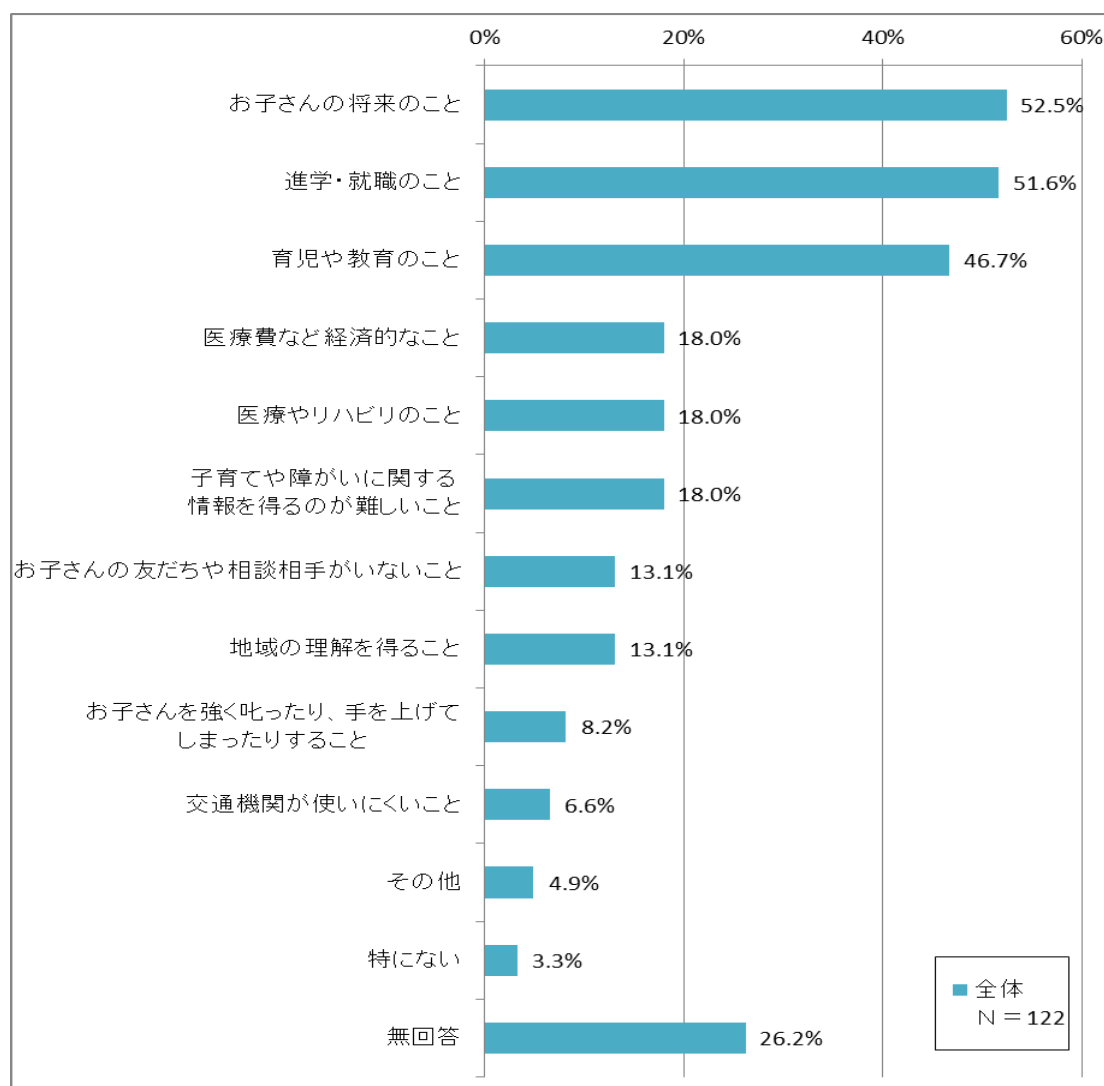
¹ ソーシャルインクルージョン：社会的包摂。全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う理念。

² インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業としては、宗像市発達支援室の療育施設「のぞみ園」等が就学前の子どもを対象として行う児童発達支援事業や、多様な提供形態で小学生から高校生までを支援する放課後等デイサービス、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応を支援する保育所等訪問支援等がありますが、障がいのある子どもの個々の特性に合わせた専門的な支援が必要であることから、今後も質の向上が求められます。

医療的ケアが必要な子どもに対する支援は、市内では短期入所施設（日帰り）があるものの、夜間（宿泊）の受入体制は整っていません。医療的ケアに対応できる人材の確保や、24時間の看護を担う家族へのケアなど様々な課題を改善する取り組みが必要です。

図 12 障がいのある子どものことで相談したい内容



資料：アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

乳幼児健診により全ての乳幼児の成長発達を確認し、疾病や障がいの早期発見を図り、必要に応じて宗像市発達支援室や医療機関への紹介、早期療育に繋げるよう支援の充実に努めます。

また、障がいのある子どもの保護者に対して、安心して子育てができるよう、関係機関と連携・協力しながら支援します。

2 児童発達支援の充実

発達に支援が必要な子どもに関する相談に応じ、その支援に取り組む「宗像市発達支援室」を拠点に、関係機関・事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスができる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実に努めます。

また、宗像市障害者自立支援協議会の教育機能を活用し、支援者のための研修や支援者間の情報交換等を行うことにより、提供するサービスの質の向上・充実に努めます。

3 子どもの発達支援に関する広報・啓発活動の充実

発達に支援が必要な子どもに対する理解啓発と知識の向上を図るため、講演会、研修会等を開催するとともに、市ホームページや広報紙等を活用し、発達支援の取り組みを紹介するなど、広報・啓発活動を通じて、障がいのある子どもとその家族が、地域で安心して生活できる環境の充実に努めます。

4 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、保育、教育、保健、医療、障がい福祉、就労支援等の関係機関が連携する体制の構築を図ります。

5 障がい児の地域支援体制の構築に向けた取り組み

障がいのある子どもとその家族を支え、関係機関等との連携を図りながら地域の中核的な療育支援施設としての役割を担う、宗像市児童発達支援センター（仮称）の設置を検討します。

また、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援の利用促進を図ります。

さらに、保育所・幼稚園・認定こども園や学童保育所に対して、障がいのある子どもの利用について職員や指導員を加配するための支援や、障がい児保育についての研修の実施など、障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもが必要な保育を受けられる体制の構築を図ります。

6 医療的ケア児支援にむけた取り組み

医療的ケアを必要とする子どもとその家族が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を行うなど、課題改善に向けて取り組みます。

7 放課後等デイサービスの充実

障がいのある子どもとその家族の多様なニーズに対応するため、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービス事業のサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容と質の充実を図ります。

(2) 障がい児の教育支援の充実

《現状と課題》

宗像市において、県立特別支援学校に在籍する児童生徒、市立学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通う児童生徒は年々増加しています。さらに、通常学級においても、特別な配慮を要する児童生徒が増加していることから、すべての教職員に特別支援教育に対する専門性が求められています。そのため、特別支援教育の視点や合理的配慮の提供について、すべての教職員の理解と実践力を高める必要があります。

また、特別な配慮が必要な児童生徒の増加、インクルーシブ教育の推進を受け、今後は教育環境の整備や教育内容についても一層の工夫・改善が必要となってきます。

就学先の決定については、特別支援教育の理念を踏まえながら、子ども自身にとって最も適切な学びの場を就学先として決定する必要があります。

支援を要する子どもについては、就学前の段階から小学校、そして中学校へ、子どもの学校・家庭での生活状況等の情報を確実に引き継ぐ取り組みを進め、関係機関との連携を強化し、個に応じたきめ細やかな指導や支援を充実させていく必要があります。

《今後の取り組み》

1 特別支援教育の周知・啓発活動の充実

障がいのある子どもとその家族が、精神的な不安を抱えず、適切な支援を受けることができるように、特別支援教育に対する周知・啓発活動の充実を図ります。

また、一人ひとりの実態に応じた学びの場に就学できるように支援するとともに、就学後も特性や適応状況等に応じて柔軟に学びの場を変更できることについて周知を図ります。

さらに、共生社会の実現のために、道徳科の学習で児童生徒の人権に関する理解を深めるとともに、教育活動全体を通じて、豊かな情操や規範意識、公共心など児童生徒の人格形成の基盤となる豊かな人権感覚を育成します。

2 特別支援教育の充実

市立学校において、全ての児童生徒が適切な指導や学習の機会を得られるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立し、全教職員で情報を共有しながら、組織的に対応していきます。

また、全ての教職員が特別支援教育を理解し、特別支援教育の視点を持って学級運営や授業を行うため、各種研修会を実施します。

これらの特別支援教育の充実を図るため、教育委員会に特別支援教育アドバイザーを配置し、市立学校に対して特別支援教育に係る指導助言や支援を行います。加えて、特別支援教育アドバイザーが学校での面談・聞き取りを行い、児童生徒の実態に応じた就学に繋がります。

さらに、支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな支援が行き届くよう、特別支援教育支援員を学校に配置するとともに、タブレットを活用した指導を行います。

3 教育環境の整備

障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもには均等に教育を受ける権利があることから、児童生徒が安全で快適な学校生活を送るために、可能な限り学校等の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努めます。

4 教育関係機関等との連携推進

一人ひとりの実態に応じた学びの場で、一貫した継続性のある支援を行うため、学校、保護者、関係機関など地域全体の連携強化を図ります。

令和7年度には、特別支援教育教員養成課程を有する福岡教育大学の敷地内に、県立特別支援学校が開校します。市としても専門的・先進的な特別支援教育の拠点形成の機会と捉え、福岡教育大学、県立特別支援学校と市立学校の連携を深め、本市の特別支援教育の充実を図ります。

6 社会参加の推進

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。特に「障がい者のスポーツ・文化芸術を享受し、又は運動や創造、発表等の多様な活動に参加する機会の確保」は、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進につながります。

（１）障がい者等のスポーツ・文化芸術活動等の推進

《現状と課題》

市民アンケートの結果をみると、スポーツや文化芸術活動に参加している割合は、いずれの障がい種別においてもあまり高いとは言えません（図 13 参照）。

市では、障がいのある人のスポーツ・運動活動について、障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ・運動活動ができる環境整備や取り組みについて調査・研究し、国のスポーツ計画に定める「障がい者の週1回以上のスポーツ実施率（目標値40%）」を目指して取り組んでいます。

また、障がい者施設等に障がい者スポーツ指導員を派遣し、障がいのある人が気軽に取り組める運動を紹介しています。しかし、まだ日常的に障がいのある人のスポーツ・運動活動を支援するような仕組みの構築や、活動の実態把握には至っていません。障がい者スポーツの体験を通じた障がい者スポーツの紹介だけでなく、その意義や市民への啓発活動、多様な障がい者スポーツのニーズの把握にも力を入れていく必要があります。

次に、文化芸術活動については、平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」において、幅広く促進することが明記されています。

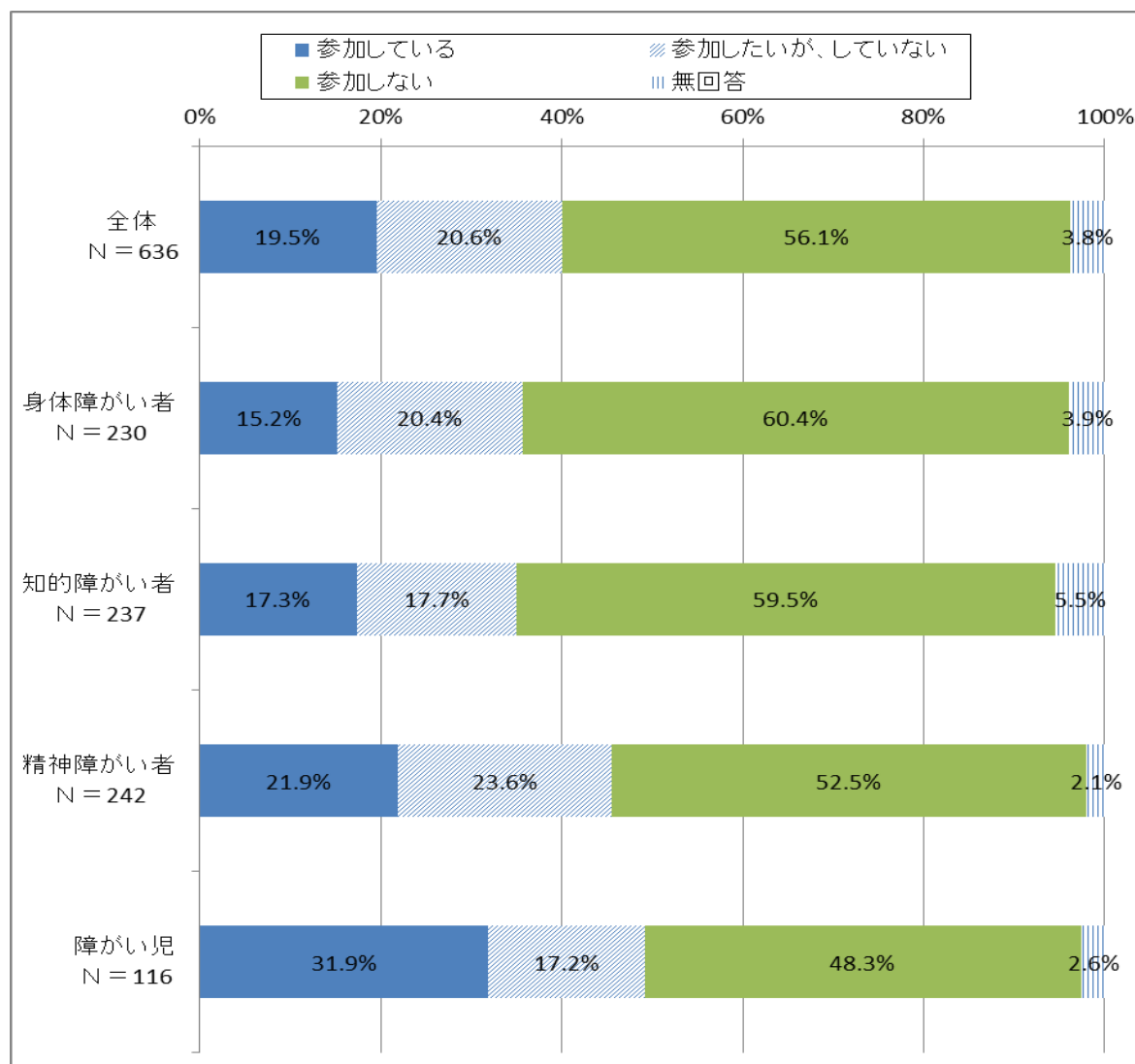
市では、障がいのある人の文化芸術活動に関し、障がい者団体等の公共施設利用料の減免や、障がいの程度に応じた活動を推進するための環境整備や取り組みについて調査・研究等を行っています。

現在、同法に基づく市文化政策を考察しており、今後は「市文化芸術振興ビジョン（仮称）」を策定し、文化芸術活動の推進に向けた取り組み方針を位置づける予定です。

また、障がいのある人が読書に親しみを持てる環境づくりを進めるため、市民図書館では大活字本¹やＬＬブック²の購入、拡大読書器³やリーディングトラッカー⁴の設置、電子図書館サービスの導入などに取り組んでいます（用語解説は次ページ）。

今後は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月に施行されたことから、視覚障がいのある人などが、読書を通じて文字・活字文化に触れる機会が得られる社会を実現するための環境整備が求められています。

図 13 スポーツや文化芸術活動などに参加しているか



資料：アンケート調査結果

¹ 大活字本：視力の弱い人向けに、活字を大きくし、行間を広くした本。

² LL（えるえる）ブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容が分かりやすく書かれている本。

³ 拡大読書器：小さな文字を読むことのできない弱視者や高齢者のために文字を拡大する器具。

⁴ リーディングトラッカー：読書補助具の一つ。視覚障がい（視野狭窄や黄斑変性など）のある人や集中して読書したい人、読むことが苦手な人に便利なツール。

《今後の取り組み》

1 スポーツ・運動活動を通じた生きがいづくりに向けた取り組みの推進

障がい者に配慮した各種イベント等、障がい者のためのスポーツ・運動活動の場の確保に努めます。

また、障がい者施設等に障がい者スポーツ指導員を派遣し、気軽に取り組める運動を紹介するほか、障がい者スポーツ・運動に対するニーズの把握に努めます。

さらに、イベント等で障がい者スポーツを体験する機会を提供することで、障がい者スポーツに対する理解啓発を図ります。

2 文化芸術活動の推進

平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき「宗像市文化芸術振興ビジョン（仮称）」を策定し、障がい者の文化芸術活動の環境整備を図るとともに、その支援を行います。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を進めます。

第4章 計画の成果目標と事業量の見込み

1 令和5年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和2年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は、以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者から3人を地域生活へ移行することを目標としていました。

令和元年度末までの地域生活移行者数は4人で、令和2年度末までの目標値に対する達成率は133%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年度末時点における施設入所者（110人）の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実績	令和元年度末現在の施設入所者数	110人
	令和元年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	4人
見込みと 目標値	令和5年度末の施設入所者数	107人
	令和2～5年度末までの削減数 ^{※2}	3人
	令和2～5年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	6人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 令和5年度末までの削減数は、令和2～5年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度末までに、宗像市障害者自立支援協議会をベースに、保健・医療・障がい福祉・介護・当事者及び家族等の関係者により設置された協議の場を定期的を開催し、課題解決に向けた目標の設定及び評価の方法等を整備します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）の機能を充実させるとともに、年一回以上運用状況の検証及び検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和2年度における年間一般就労への移行者数の目標を21人と設定していましたが、令和元年の一般就労移行者数は16人となっています。本計画では、国の指針に基づき、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上（21人）とすることを目標とします。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行等		
実績	令和元年度の年間一般就労移行者数	16人
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数	21人

②就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率

前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とし、令和2年度末における就労移行支援事業利用者数の目標値を99人（平成28年度末から2割以上増加）と設定するとともに、全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成することを目標として定めていました。令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数は69人で、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は75.0%となっています。

本計画では、国の指針に基づき、令和元年度の一般就労への移行実績に対して、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を次のとおりとします。その際、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型について、各事業の趣旨、目的、地域の実態等を踏まえつつ、それぞれの目標を次のとおり定めます。

前計画数値目標3：就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率		
実績	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	69人
	令和元年度における市内の就労移行支援事業所数	4事業所
	令和元年度における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数（市内の就労移行支援事業所：4事業所）	3事業所
	令和元年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	75.0%
本計画数値目標3：令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値		
目標値	令和5年度中の就労移行支援事業における一般就労への移行実績（令和元年度の移行実績（13人）の1.3倍以上）	17人
	令和5年度中の就労継続支援A型における一般就労への移行実績（令和元年度の移行実績（1人）の1.26倍以上）	2人
	令和5年度中の就労継続支援B型における一般就労への移行実績（令和元年度の移行実績（2人）の1.23倍以上）	3人

③就労定着支援の利用者数及び就労定着率

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、国の指針に基づき、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着支援者数の割合をいう。以下同じ）について、次のとおり目標とします。

数値目標4：就労定着支援の利用者数及び職場定着率		
目標値	就労定着支援の利用者数について 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を70%以上とする。	15人
	就労定着率について 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とする。 （市内の就労定着支援事業所：3事業所）	3事業所

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

市では、既に、宗像市発達支援室を拠点とした障がい児支援体制の構築を進めており、保育所等訪問支援事業を利用する体制も整っておりますが、今後は、関係機関等との連携を図りながら地域の中核的な療育支援施設としての役割と機能を担う「宗像市児童発達支援センター（仮称）」の設置を検討するとともに、保育所等訪問支援事業の利用の促進を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもやその家族が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を行うなど、課題改善に向けて取り組みます。

2 事業量見込み

第5期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量を以下のとおり見込みます。

※令和2年度の実績は、令和2年8月末時点の実績から算出した見込みとなります。

(1) 障がい福祉サービスの事業量見込み

ア 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者を対象にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	89	102	110	121	133	146
利用時間 (時間／月)	1,058	1,195	1,284	1,412	1,554	1,709

※令和2年度は見込み値（以下同じ）。

※人／月：1か月当たりの利用人数（以下同じ）。

※時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）（以下同じ）。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な障がい者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、家事援助や外出時の移動の支援等を総合的に行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	4	5	6	6	6	6
利用時間 (時間／月)	601	765	918	918	918	918

③ 同行援護

視覚障がいにより移動等に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時にヘルパー等同行援護従事者が同行して、移動に必要な情報（代筆・代読を含む）を提供したり、移動時の安全確保や誘導などの支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	14	13	12	12	12	12
利用時間 （時間／月）	99	98	96	96	96	96

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、一人での行動が著しく困難で、常時介護を要する障がい者を対象にヘルパーを派遣し、行動する際の危険回避に必要な支援や、外出時における移動中の誘導などの支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	6	6	8	8	8	8
利用時間 （時間／月）	45	41	40	40	40	40

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	0	1	1	1	1
利用時間 （時間／月）	0	0	360	360	360	360

イ 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	227	225	224	230	230	230
利用日数 （人日／月）	4,292	4,233	4,180	4,300	4,300	4,300

※人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）（以下同じ）。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上を図るため、支援が必要な障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	7	9	10	10	10	10
利用日数 （人日／月）	72	83	80	90	90	90

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上を図るため、支援が必要な障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	20	21	22	23	24	26
利用日数 （人日／月）	205	222	240	260	282	305

④ 就労移行支援

就労を希望する障がい者であって、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	69	69	73	77	81	86
利用日数 （人日／月）	645	603	657	693	729	774

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練（雇用契約に基づく就労）を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	54	56	58	60	62	65
利用日数 （人日／月）	761	770	779	788	798	807

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練（雇用契約はない）を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	197	207	218	229	240	252
利用日数 （人日／月）	2,707	2,941	3,195	3,471	3,772	4,098

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般企業等に雇用された障がい者の就労継続を図るため、勤務先や自宅等への訪問等により、相談や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	26	37	41	45	49	53

⑧ 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者を対象に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	11	12	13	14	15	16

⑨ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者を対象に、施設等で宿泊を伴った日常生活上の支援を行うサービスです。

■福祉型短期入所

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	73	71	76	81	86	92
利用日数 （人日／月）	198	227	228	243	258	276

■医療型短期入所

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	14	14	14	15	16	17
利用日数 （人日／月）	67	61	56	60	64	68

ウ 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設等から地域での一人暮らしへの移行を希望する障がい者を対象に、居宅を定期的に訪問し、身の回りに関することなどについて確認を行い、必要に応じて助言や関係機関等へ連絡調整を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	2	3	7	8	9	10

② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を希望する障がい者を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・助言、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	122	138	140	154	169	186

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者を対象に、主に夜間の入浴、排せつ、相談・助言、食事の介護、その他日常生活上の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	112	110	110	109	108	107

エ 相談支援

① 計画相談支援

障がい者とその家族が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、「サービス等利用計画」を作成のうえ、関係機関の担当者による会議を開き、その実行を支援していくサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	634	662	691	722	754	787

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	2	0	1	2	3

③ 地域定着支援

居宅において、一人で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	2	3

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

※令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、例年と比べ実績値が大きく減少している事業があります。

※第6期の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響がない、平成30年度及び令和元年度の実績値から想定、算出しています。

ア 相談支援事業

障がい者やその介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	50	50	52	55	55	55
相談件数 （件／月）	593	595	620	655	655	655

イ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能障がい者を対象に、登録手話通訳者を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	4	5	3	6	6	6
派遣回数 （回／月）	4	6	2	6	6	6

ウ 日常生活用具給付等事業

日常生活に支障がある障がい者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数 (件／月)	174	180	185	190	195	200

エ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がい者を対象に、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	26	38	42	45	50	55
利用時間数 (時間／月)	152	165	86	170	175	180

オ 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

市では、地域活動支援センターⅠ型とⅢ型を実施しています。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型利用者数 （人）	35	44	13	40	40	40
I型利用回数 （回／月）	180	117	93	150	150	150
Ⅲ型利用者数 （人／月）	25	20	20	25	25	25
Ⅲ型利用日数 （日／月）	114	117	64	120	120	120

カ 訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障がい者を対象に、移動入浴車等を使った訪問入浴サービスを提供するものです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	4	4	4	5	5	5
利用回数 （回／月）	16	21	18	25	25	25

キ 日中一時支援事業

在宅で障がい者を介護している人が、疾病、事故、出産や旅行などを理由に、日中において、一時的に介護ができない場合に、障がい者を施設等に預け見守り等日常生活上の支援を受けるサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	38	43	43	45	45	45
利用回数 （回／月）	48	49	25	50	50	50

ク 社会参加促進事業

手話奉仕員の養成研修を行い、障がい者の社会参加を促進するものです。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となります。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間参加者数 （人／年）	7	2	未実施	5	5	5

(3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要な障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

ア 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	199	203	207	211	215	220
利用日数 （人日／月）	597	609	621	634	646	659

イ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児を対象に、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	243	296	340	374	411	452
利用日数 （人日／月）	2,717	3,248	3,735	4,109	4,520	4,972

ウ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	1	1	2	3	4
利用日数 （人日／月）	0	1	1	2	3	4

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい児が、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合でも適切な発達支援が受けられるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	1	1	1	2	3	4
利用日数 （人日／月）	1	1	1	2	3	4

オ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用日数 （人日／月）	0	0	0	2	2	2

カ 障害児相談支援

障がい児とその家族が、対象となる障害児通所支援を適切に利用できるよう「障害児支援利用計画」を作成のうえ、関係機関の担当者による会議を開き、その実行を支援していくサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／年）	291	334	367	404	445	489

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や市社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。加えて「宗像市障害者自立支援協議会」と連携し、支援の担い手となる福祉関係事業所等の社会資源の充実に向けた取り組みを検討していくとともに、従事する職員の確保と質の向上に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多く、今後の制度改正などの変化に対応するためにも、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

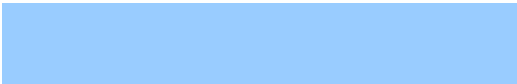
「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。点検・評価の結果は、宗像市障害者自立支援協議会に報告し、同協議会での意見をその後の計画推進に反映させていきます。さらに、ホームページ等を活用し、計画の内容や計画の点検・評価結果等の進捗状況を周知します。





資料編



1 宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会設置要領

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）に基づく市町村障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）に基づく市町村障害児福祉計画の作成に係る調査審議を行うため、宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）障がい者等及びその家族

（2）障がい福祉サービス事業者等関係機関

（3）就労関係機関

（4）医療関係機関

（5）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

2 宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
障害者等及び その家族	山田 芳久	宗像市身体障害者福祉協会 会長	
	的場 真紀	心身障がい児・者親の会 宗像市あゆみの会	
医療関係機関	藤永 拓朗	医療法人恵愛会 福間病院 副院長	副委員長
就労関係機関	今 義剛	株式会社K Y W 代表取締役	
障害福祉サービス 事業者等関係機関	高原 幸子	社会福祉法人宗像福祉会 むなかた苑 施設長	
	上田 大地	宗像市障害児通所支援事業所 げんきっこくらぶ ほっぷ 管理者	
	上田 浩司	障害者就業・生活支援センター はまゆう 統括管理者	委員長
	占部 幸子	医療法人恵愛会 地域活動支援 センター「みどり」 施設長・管理者	
	酒見 美加	社会福祉法人 宗像市社会福祉協 議会 総務・福祉係長	

3 宗像市保健福祉審議会規則

平成15年4月1日

規則第45号

改正 平成16年1月30日規則第1号

平成16年12月28日規則第37号

平成27年3月31日規則第20号

令和2年3月9日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業関係者
- (2) 介護保険事業関係者
- (3) 保健事業関係者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市民代表

(平16規則1・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、委員互選による部会長を置く。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(平16規則37・平27規則20・令2規則5・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この規則の施行後、平成17年8月31日までの間に、新たに委嘱される委員の任期については、改正後の宗像市保健福祉審議会規則第3条の規定にかかわらず、現に在任する委員の残任期間とする。

附 則(平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第20号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月9日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

4 宗像市保健福祉審議会委員名簿

区分	氏名	公職名	備考
社会福祉事業関係者	瓜生 寿賀子	宗像市あゆみの会 会長	
	坂梨 千尋	宗像市福祉ボランティア活動連絡協議会 会長	
	柴田 祐治	宗像市社会福祉協議会 常務理事	副会長
	藤城 義博	宗像市民生委員児童委員協議会 副会長	
介護保険事業関係者	木村 政一	ケアマネゲッツ 介護支援専門員	
保健事業関係者	坂口 尚登	宗像薬剤師会 副会長	
	鶴田 勝久	宗像歯科医師会 副会長	
	樋口 貴文	宗像医師会 副会長	
	中谷 光子	宗像市食生活改善推進会 会長	
	中原 由美	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健監	
知識経験を有する者	鬼崎 信好	久留米大学 教授	会長
	中村 光江	日本赤十字九州国際看護大学 学部長	
	松倉 真理子	福岡教育大学 准教授	
市民代表	大隅 義博	公募市民	
	前村 生子	公募市民	

5 宗像市保健福祉審議会 諮問書

2 宗 福 第 1 2 5 0 号
令 和 2 年 1 1 月 9 日

宗像市保健福祉審議会

会長 鬼崎 信好 様

宗像市長 伊豆 美沙子

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画について（諮問）

宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）第2条の規定により、下記のとおり
諮問します。

記

- 1 第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画について

6 宗像市保健福祉審議会 答申書

令和3年1月14日

宗像市長 伊豆 美沙子 様

宗像市保健福祉審議会

会長 鬼崎 信好

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画（案）について（答申）

令和2年11月9日付け2宗福第1250号で諮問のあった標記計画（案）について審議を行った結果、適正なものであると認めますので、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、その趣旨を踏まえ、適正な実施に努められますよう要望します。

7 市民意見提出手続による意見と回答

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画（案）に関する 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の意見及びその回答

【実施期間】 令和3年2月9日から3月10日

上記について、市民1人から8件のご意見をいただきました。提出された意見の内容及びその回答については、次のとおりです。

箇所	意 見	対応	回 答
地 域 福 祉 の 推 進 （ P27 、 P28）	「人づくりでまちづくり事業補助金」を交付しているものの福祉関連団体からの申請が少ないため、制度の有効活用に向けた支援が欠かせないといえます。 申請が少ないことが課題のように捉えられているように感じました。確かに、ボランティアの方々の支援は重要ですが、今後の社会状況（人口減少、人材不足、高齢化）を考えた時に他の発想も必要であると考えます。「人づくりでまちづくり事業補助金」という制度を活用した支え方のほかに、新たな支え方も考える時期に来ているのではないのでしょうか。例えば、助成ではなく必要な経費を団体に支給することや、そのためにクラウドファンディングによる団体の活動情報発信、地域共生社会意識の啓発、人材確保、財源確保を行うことや、ふるさと寄付金の使途目的に障がい者サポーターの謝金などの具体的なメニューを設ける等の工夫の余地があるのではないのでしょうか。	原案どおり	市民活動団体やボランティア団体の取り組みは、障がい者を地域全体で支えるために重要な役割を担っているため、市社会福祉協議会と連携し、福祉団体の活動を支援するほか、人づくりでまちづくり事業補助金によりその活動を支援しております。 今回いただいたご意見も踏まえ、ボランティア団体や地域福祉の推進に関わる団体のご意見も伺いながら、新たな支援策の検討を進めてまいります。
防 災 対 策 の 推 進（P31、 P34）	本市の避難行動要支援者の対象者数は約2万人で、その中で名簿に登録されている人は3600人ほどで、残りの16000人は未登録の状況です。（過去の議会答弁より） そして、これまで避難行動要支援者の把握に協力をしていただいている民生委員・児童委員の方々には慢性的な成り手不足という課題があります。成り手が見つからない理由としては「昼間働いているから」「災害の時の不安」「責任が大きいから」「自身が高齢であるから」などの声をこれまで耳にしていまいりました。また、自主防災組織の基盤である自治会についても、加入者の割合は減少傾向にあります。このような根本的な課題を解決しないまま防災対策を推進（その一つとして16000人の登録）することは、関係者の負担を増大させ、さらなる成り手不足を生じさせてしまう可能性があると考えます。 避難行動要支援者支援事業については、福祉事務所やケアマネジャーなど対象となる障がい者の日常生活の状況を把握されている有資格者に適正な費用を払った上で、避難時の行動計画を策定してもらう施策が必要ではないのでしょうか。（先進自治体の事例もあります）	原案どおり	市では、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難の実効性を確保するための取り組みの充実を進めています。 また、個別の避難支援計画の策定については、民生委員や自主防災組織のほか、福祉専門職との連携も検討しています。 今回いただいたご意見も踏まえ、市民が安心して地域で生活できるよう、関係機関と十分な連携を取りながら、避難支援体制の整備に努めてまいります。

箇所	意 見	対応	回 答
雇用・就労支援の促進 (P35)	本市の障がい者雇用状況は法定雇用率を上回っていますが、本市と指定管理協定を締結している事業者についても公の施設であるので障がい者雇用を推進する必要があると考えます。各事業所ごとの人数では国の義務対象とはならないかもしれませんが、本市は市内事業者に対して障がい者雇用への理解啓発を図る立場でありますので、推進の旗振り役として指定管理者協定に関する仕様書の内容についてこれまで以上に障がい者の雇用について踏み込む必要があるのではないのでしょうか。 (現状は障がい者雇用は評価点加点のみです)	原案どおり	指定管理者の障がい者雇用については、宗像市指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、選定基準として「障がい者の常時雇用に努めているか」が指標のひとつとして定められています。 また、障がいのあるなしに関わらず、全ての人がともに支え合い、能力を発揮し活躍する共生社会を実現するため、令和3年3月から民間企業や国、地方公共団体等に対する、法定雇用率が引き上げられています。 指定管理者の障がい者雇用については、これらの指標や基準に基づき、引き続き促進していきます。
雇用・就労支援の促進 (P39)	本市では空き家の管理や庭の剪定、家具の整理、インフラの維持管理、人材不足など高齢化と人口減少に起因する地域課題が存在しています。他の自治体の有効な事例を見ると行政が公益社団法人や NPO などと連携して障がい者の活躍の場、雇用の場づくりとして地域課題の解決をビジネスモデル化しているものもあります。宗像市には「住マイむなかた」や「シルバー人材センター」などがあります。団体それぞれの活動域に配慮や調整を行った上で連携することにより、障がいのある人が仕事として関わることができるのであれば、その人の生きがいづくりのみならず、共生社会づくりの推進、本市の行政サービスの維持・向上にも期待ができます。検討の余地があるのではないのでしょうか。	原案どおり	障がいのある人が、その特性に応じた仕事に就き、地域で活躍することは、地域課題の解決はもとより「生きがいづくり」や「共生社会の推進」にもつながるものと考えます。 今回いただいたご意見も踏まえ、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、活躍する社会の実現を目指して取り組んでまいります。
雇用・就労支援の促進 (P39)	就労支援事業所には就労体験や入所相談が頻繁にあります。対象者及び保護者との面談、就労支援作業のサポート、就労受け入れ先との引継ぎや見守り、対象者の特性の把握など対象者と信頼関係を築きながら入念に行っています。(個々の特性を把握することについては後々就労移行のためのマッチングに非常に役立ちます。)しかしその一方で小さな事業所ではスタッフも少ない(いない)ので経営者とその対応に追われている状況です。しかも、就労先からのニーズは様々で、仕事量にも波があるなど入所者の仕事の平準化(安定)や仕事の確保のための営業負担が課題として挙げられます。一般的に民間事業者の営業は民間が行うべきですが、障がい者の雇用を確保することは障がい者の自立や共生社会の実現につながります。現状は「障がい者就労・生活支援センターはまゆう」へ障がい者や保護者から相談を行い、障がい者に対するサービスの充実を図ることが最良であると考えますが、それと並行して小規模就労支援事業所のスタートアップ支援や営業支援(仕事量と収入の安定化)、経営拡大(対象者受け入れ定員の拡充)に対する支援を行うことで将来的な受け入れ、継続、移行サービスの基盤を補強していくための計画が必要ではないのでしょうか。	原案どおり	市では、障がいのある人がその特性に応じた仕事に就き、自立した生活を送るため「障害者就業・生活支援センターはまゆう」と連携し、就労から定着まで一貫した就労支援サービスを提供しています。 また、就労継続支援を通じて福祉的就労の機会を提供するほか「宗像市障害者就労施設等優先調達方針」に則り、市の事業を障害者就労施設に積極的に発注するなど、事業所の工賃向上を支援しています。 就労支援事業所をはじめとする、障がい福祉サービス事業所への経営支援については、国や、指定権者でもある福岡県の施策として行われています。市内就労支援事業所への経営支援につきましては、国、県の施策についての情報を提供しながら、その活用を推進してまいります。

箇所	意 見	対応	回 答
生活環境の整備（P41）	ユニバーサルデザインの推進に取り組む市役所の本庁舎、西館にはエレベーター（EV）がありますが、新館（北館）にはありません。1F まではバリアフリー対応のスロープがありますが、2F にあるハローワークには新館（北館）1F からは直接行くことができません。西館の EV を経由して遠回りしなければ行くことができません。先ず、障がいのあるなしに関わらずより多くの人に働く機会をよりオープンに提供できるように市として努力する必要がありますと考えます。次に、庁内における障がいのある職員の職場環境を整える意味からも庁内のバリアフリーへのさらなる創意工夫は必要であると考えます。その場合「ハローワークが 2F にあることが良いのか。それとも 1F にあることが良いのか」の協議や全庁舎のバリアフリーを推進するためのレイアウト協議をしていくことも選択肢としてあると考えますが、今後超高齢化がさらに進むことを想定した場合は新館（北館）に EV を 1 台新設するほうが障がいのあるなしに関わらず 2F フロアへのアクセス向上につながるため、フロア活用の幅が広がり有効であると考えます。市役所は行政の中心拠点ですので、どなたでも利用しやすい施設として（障がい者が来庁時に事前連絡を行い職員がサポート対応することや障がい者向けサイン充実を行うなど）工夫を図った上で、時代に即したバリアフリー化を望みます。	原案どおり	市庁舎を含め、市の資産である公共施設は、障がいのあるなしに関わらず、全ての人が利用しやすいものであることが望めます。 市では、第2次宗像市総合計画のなかで、公共施設の管理については、ユニバーサルデザインに配慮した施設管理を行う一方、その設置目的や利用状況、需要予測、将来的な必要性など、総合的な視点から適切な運営管理をすることとしています。 いただいたご意見につきましては、今後の公共施設維持管理に活かしてまいります。
生活環境の整備（P42）	バリアフリーやユニバーサルデザインに関する啓発については障がいのある人とその家族、福祉士等（支援する人）、設計士、建築土木関係者等（作る人）、施設管理・提供者が経験や情報を共有することが重要と考えますので今後も、より様々な分野から経験を有する方々に参画をしていただるようにご検討をお願いします。	原案どおり	バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方は、障がいのあるなしに関わらず、全ての人が生活しやすい社会の実現に欠かせないものです。 市では、これからも、これらの考え方にに基づき、啓発活動を行ってまいります。
障がい児の教育支援の充実（P54）	「可能な限り学校等の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努める」とありますが、「学校等」とは学校以外のどのような施設を指しているのか。具体的には何を指すのか注釈や追記があるとわかりやすいと思います。現在でも学校に行きたくてもなじめずに行くことができない子ども達もいますので、学校以外の場所における教育を受ける権利についても行政として保障しないといけないと思いますので、その点について本計画中に明記する必要があるのではないのでしょうか。	原案どおり	学校等とは学校施設はもとより、教育サポート室（エール）のように小・中・義務教育学校のお子さんたちを対象に、宗像市が学校以外で運営する施設も指しており、文意が伝わるように、このような表現としています。 障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもには等しく教育を受ける権利があることから、支援のあり方について、今後も、可能な限り個々の状況に配慮したものとなるよう努めてまいります。